

雍正期を中心とした清代綠營軍制に關する一考察

——特に營制・財政問題を中心として——

大 谷 敏 夫

目 次

はじめに

一 清朝軍制の理念と整備

二 綠營軍の財政問題

(イ) 衛所制の變遷と軍屯の措置

(ロ) 綠營軍の給與體系と財源

おわりに

はじめに

征服王朝である清朝は、入關後八旗制をいわば旗本的存在として、その軍事體制を支える親衛隊となし、一方舊明軍隊を綠營軍に改編して八旗軍を補助するものとして全國くまなく配置した。ところで明の軍制では、原則として唐の府兵制を繼承するものとして、全國三百餘に及ぶ衛所が設けられ、世襲的に兵役に服する軍戸が設置されていた。清朝政權が成立すると、この明代軍制の基幹となっていた衛所は、邊境と漕運關係を除いてほとんど州縣に歸併されることになり、新たに發足した綠營軍は、兵餉に依存する傭兵軍と變質するのである。ところでこのような衛所制から綠營制への轉換の中

で、種々の問題が存在していたが、それを大別すれば、一つは營制の改革に伴う軍事機構の問題、一つは衛所制と表裏の關係にあった軍（屯）田、軍戸の措置の問題、一つは綠營軍の財政（兵餉）の問題である。このような諸問題につき、清朝政權は入關後徐々に整備を圖っていたのであるが、雍正帝が即位すると急速に改革が實施され、軍制の整備は一應完成するのである。本論はこの觀點に基づき、雍正期を中心として綠營軍制上の改革の諸點を明らかにすると共に、これらの改革にも拘らず、軍制を確固たるものになし得なかった社會・經濟的背景をも併せ考察しておこう。^①

一 清朝軍制の理念と整備

雍正期に陸生柟が「封建論」を著わし、その中で唐初の府兵制を評價して清朝政權の兵農分離による召募制を批判したのに對し、雍正帝は、清朝軍制の確固不動であることを明らかにし、陸氏の説が國に養兵の費がないことを指摘することによって更制して軍政を紊亂せんとするものであると嚴刑に處している。^②

この筆禍事件で注意すべきことは、清朝政權下の軍制においては、明代の衛所制にみられた府兵制的傾向は採用せず、兵士は召募により雇用するという原則を貫こうとした點にある。清朝政權は召募による軍隊に給與を支給することによって軍隊の職業化を圖ろうとしたのであり、ここには「兵は農に寓する」という儒家的理念よりも獨裁君主權力の維持機構としての軍制の整備が志向されていた。

周知のごとく綠營制度は明代の衛所制度を源流とはしているが、明代の衛所制に較べて機構・財政等の面でかなり整備されたものとなっていた。明初では全國三百餘に及ぶ衛所を設けて、それを指揮する（都）指揮使司||都司があり、これは五軍都督府に隸して兵部の管轄下にあった。その後對内・對外戰爭の必要のため政府は都督府官や公侯伯を派して總兵官となし指揮を取らせたが、それが段々と固定化してきた。そして總兵官の下に、副將・參將・遊擊・守備・千總・把總等の官が設有された。そして總兵官より遊擊までは、公侯伯都督指揮等の官より推舉充任されたから、當然都司より地位

が高くなった。ここから都司は遊撃の下に位した。ところが總兵官が地方鎮戍官に變成した後、政府はまた巡撫・總督を必要に應じて派し、これが次第に定着化すると總兵官はその下官になった。ここに總兵官は兵馬を管轄する権限を有してはいたが、調遣の權は督撫に移行し、その節制・監督を受けるようになった。また萬曆年間に、提督が設置され、總督の節制を受けたが、諸鎮總兵官以下を管轄した。ここに各省長官である督撫を頂點として提督・總兵官・副將・參將・遊撃・都司・千把總に至る機構が形成されてきた。^⑤

清朝が成立し舊明軍隊を改編して綠營軍を發足させたが、原則として明制を繼承し、その整備充實化を圖った。すなわち各軍區には督標・撫標・提標を、各鎮には鎮標（總兵官管轄）を設定し、各標の下の協には副將を營には參將・遊撃・都司・守備を、汎には千把總を配置し、ここに整然とした綠營軍の全國組織を確立した。しかも各將官の職掌も明代のようにあいまいでなく、綠營軍に於ては各將官毎にその職責が定められていた。特に雍正帝は就任後、督撫提督より參將・遊撃に至るまでの武官に訓諭した。^⑥

それによると總督は（地は兩省を控し、權は文武を兼ね、必ず將吏をして協和せしめ、軍民をして綏輯せしめ、乃ち職に稱うと爲す）とあり、巡撫は（一省の事、凡そ吏を察し民を安んじ、轉漕し、餉を裕かにするは、皆、巡撫に於いて統攝す）とあり、提督は（全省の將士を統率し、黎庶をして誠和せしめ、疆圉をして寧謐せしむ。提督の任甚だ重し）とあり、總兵官は（上は督臣の節制を受け、下は將弁の表率を樹て、兵を輯し民を安じ、その任甚だ重し）とあり、副將・參將・遊撃等の官は（凡そ疆宇要地、既に提督・總兵を設け、統率鎮守せしめ、又副將・參將・遊撃を設けて營伍に分列せしめ、遞相鈐轄せしむ。蓋し古より兵を治するは、大帥有れば、必ず編裨有り。所以威武を宣揚し、軍機を協贊し、指臂の效を收め、磐石の安を奠む也）とあり、軍制における指揮系統の整備と各官の職務内容を明示した。

ところで清朝では綠營軍を統馭する際の重要な原則は (a) 大小相制、(b) 集權と分寄であつた。^⑦ (a) は大をもつて小を監督し、小をもつて大を分つということであり、具體的には督撫は綠營軍を統帥し、提鎮を監督するが、軍區の兵馬は提鎮に

分屬し、相互に牽制させ、民政・軍政の兩權を掌握する地方權力（軍團）の出現を防止せんとした。また(b)の集權とは軍の統馭權を中央（兵部）に集中することであり、具體的には中外武職の銓選、軍實（兵器）の簡覈、凡ゆる廢襲・鎮戍・軍郵傳の政令は皆兵部が督理した。即ちその所屬の武選司は、滿漢武職の銓選等を掌り、車駕司は驛傳郵符等を掌り、職方司は天下輿籍を掌り、武庫司は兵籍・戎器・鄉會武科の事を掌った。一方分寄とは兵權の一部を督撫に委任することであり、その權限には武員を監督する權、武員を題調・黜免する權、營制を疏定する權、調遣の權があった。また綠營軍の財政は、中央にあつては戸部の管轄にあり、各省にあつては主として巡撫が糧糧を督理した。各省督撫は估餉冊四本（督撫提鎮標協官辦兵馬廳支俸餉冊・各項實在貯庫銀冊・額徵地丁民賦冊・額徵雜稅冊）を造具して戸部に咨送し、戸部はそれに基づいて兵餉額數を決定し、兵餉支撥を布政司に通告した。布政司は戸部の決定に従つて各省で徵收した錢糧の内から起運・存留・協餉に分け、各標營に支撥した。ところが各標では綠營軍の經理は中軍が擔當しており、その中軍には綠營武官があつてゐた。

伏して思うに、各標俱に中軍有り。凡そ兵馬錢糧出入數目は、中軍悉知せざるはなし。中軍剛正なれば、則ち上下皆顧忌あり。中軍庸劣なれば、則ち惟だ迎合取容を事とす。是れ中軍一官は實に緊要に係る。（皇朝經世文篇卷七、整飭營務疏、雍正十一年 金鉷）

とあり、廣西巡撫金鉷は、中軍が督撫とよく連絡をとつて營内の不正を監督すれば、營制は整備されるという。このように雍正期には經理の公正化を圖るなど財政政策を推行する上で、中軍は文官における布政使に匹敵する存在とみなされており、地方財政を擔當する布政使たりとも、軍の經理には干與できなかったのである。このように綠營軍の財政は各省督撫の報告に基づいて、戸部が兵餉額數を決定し布政使に支撥を指示する點では「集權」といえるが、一方各標の經理を擔當する中軍を督撫が監督する權限を有していた點では「分寄」であり、ここにも綠營軍統馭の一面をみる事ができる。

次に武職の銓選についてみると、その權限は兵部が有していたが、その根據となる軍政は各省督撫の責任で實施されていた。軍政は唐宋遼金元では定制でなく明代になつて始まつたようであるが、これを一層充實したのは清朝である。特に雍

正帝は軍政を有效ならしむるべく強力な處置をとっている。^⑨ 軍政は武官の勤務評定であり、五年に一次舉行されたが、これが武官の昇進・降任の資料となった。

ところで清初では各省督撫が總兵官以下の各武官を軍政の際に舉劾していたが、未だ明確な規定がなかった。そこで雍正五年の上諭において、副將・參將は該省の督撫・提鎮に著して合同して分別し、列して一・二・三等となし、考語出具して兵部に密咨させることにしたが、遊擊・都司に及んでいなかった。^⑩ そこでこのような雍正帝の意圖をくんで雍正九年四月に、湖廣提督岳超龍が軍政の對象を全武官に及ぼすことを上奏したが、これに對しては、雍正帝は紛煩に堪えないとして賛成していない。^⑪ 雍正帝は綠營軍の指導層たる上級武官の公正さこそ何よりも肝要と考えていたのである。ところが當時、

凡そ上司保題の所屬官員、並びに大計軍政、卓異薦擧の人員は、若し屬員財を以て行求し、而して上司其の贓私を受け、已に徑に染指せば、彼此皆應に治罪すべし。(諭旨八函 雍正四年六月十五日 陝西固定提督路振揚)

とあり、軍政の際に屬員が卓異薦擧を求めて上司に賄賂を贈ることがあり、これがかなり慣例化していたのである。雍正帝はこのような軍隊機構内における惡弊を改善しようとしていたのである。

皆從前不肖の提鎮有るに緣り、或は利慾薰心、或は左右讒訪、賢否を論ぜざれば、即ちに八法を以て劾參する有り。(諭旨七函 雍正五年三月二十七日 貴州提督楊天綏)

とあり、不肖の提鎮が私利私欲により綱紀を亂しているので、八法に照らして處罰するといふのである。八法とは〈營伍の嚴〉〈操演の勤〉〈點驗の實〉〈禁約の嚴〉の遵守、〈廢弛〉〈扣剋〉〈虛伍〉〈擾民〉の禁止についての規定^⑫であり、雍正期に強化されたものである。

また清朝では、將皆降轉^⑬の原則の下に、千總以下の下級武官を除いて守備以上の武官は久しく一地方の兵政を掌握することができず、銓選毎に他地方に移轉せねばならなかった。一方兵丁は土着を原則としていたから、ここに將官と兵丁

の關係は稀薄であつた。また將官には廻避の制度が適用され、本籍では任官されなかつた。これまた將官と郷里子弟の私的關係を防止するためであつた。そして、將皆陞轉^④も、廻避^⑤も目的は兵權を中央に收集することであり、地方に強力な軍團を成立させないためであつた。かくして雍正帝は銓選に際しての武官の陞轉と廻避の徹底化を圖るのである。すなわち雍正三年には漢人の外官となる者だけでなく漢軍の直隸にある者も本省を廻避させており、また雍正六年には田文鏡の上奏をうけて、外親にも廻避の例を適用している。^⑥

ところで綠營兵制では、千總以下の武官は、均しく分別して督撫・提鎮より校拔し、兵部の主政に歸してゐなかつたから、督撫・提鎮はこれを利用して家人・長隨等の私人を委用することがしばしばあつた。^⑦そしてこのような私縁關係を利用して權勢の擴大・兵餉の横取を行つていたが、この弊害を除去するの でなければ、獨裁權力の基盤が動搖することを雍正帝は知つていたのである。従つて私人の濫用を阻止するために、定例により外委は經制兵丁内より、把總是外委より、千總是把總より拔補することと、督撫・提鎮が兵部に提出する冊籍に、軍營に所屬しない私人を充てている場合には、法に照して處分することが決められていた。^⑧雍正帝が千把總を重視するのは、それが兵丁を直接拔補し指揮する權限を有していたからである。

千把總の職掌は營伍に關係し、汛地を稽查し、兵丁を管束するの責有り。又行伍出身の途なり。若し其の因循冒濫を聽さば、何を以て戎政を整飭し、兵心を鼓舞せん。(世宗實錄、卷五十三、雍正五年二月庚申の條)

とあり、千把總には、人材壯健・弓用嫺熟なる者を撰んで任用すべきであるという。又、雍正五年三月、貴州提督楊天綏が、千把總の昇進と、拔補の後も軍政をまたず不時に斥革すべきであるという意見をのべたのに對し雍正帝はそれに賛同し、翌六年には兵部に命じて革職千把總に對しても才技用うべき人があれば、再び復職する道を開いておくよう命じている。^⑨以上雍正帝が千把總を重視したのは、一つはこれが兵丁を管束し汛地を稽查する職責を有し、まさに「千把總人を得れば則ち戎政整飭し、千把總其人を得ざれば則ち戎政廢弛せん」ということと、今一つはこれが督撫・提鎮の私人濫用の

缺（ポスト）となっていたので、それを防止する必要に迫られたことによるのであった。

次に綠營兵丁についてのべよう。明代の衛所軍に於ては兵丁には、主兵・客兵・召募・改撥・民兵・土兵^⑧等が存在し兵籍が一定していなかったが、綠營軍はその兵籍を凡て土着にしたところに特色がある。清朝では營兵を考拔する原則として、

凡直省考拔營兵は、人材強壯、技藝優嫻なる者を以て充補す。騎兵は步戰兵より拔し、步戰兵は守兵より拔し、守兵は餘丁より拔し、餘丁無ければ乃ち民より募る。（皇朝通典、卷七七、兵十、兵籍）

とあったが、このように世襲的に營兵として考拔される軍戸の存在、召募を土着に限定していたこと、更に召募・考拔された兵丁は土着の各營に配置され退伍するまで他地に移らなかつたこと、更に兵籍は兵部により管轄されていた點など營兵の土着化と共に兵權を中央に收集する制度が確立した。兵丁はその職務として平時は營に於て差操し、有事には徵調出征することになったが、ここから綠營軍が州縣の民壯・捕快などの差役の任務と變らないことになっていた。すなわち差操とは差役と訓練のことであり、差役の職務として解送・守護・緝捕・察奸・緝私・承催及び特別差役があつたが、これらはすべて警察や稅務業務であり、民政事務に屬するものであった。また聞鈞天氏は、清代兵制組織が保甲の職務と實に不可分離の關係にあり、表面上、清の募兵制が徵兵制を主旨とする保甲制と何等關係がないようだが、實はその下部機構において保甲の職權と範圍が基礎となつて募兵が行なわれているとのべているが、これをみてもわかるように、綠營兵は本來保甲の職分である弭盜等の警察業務を推行していたのである。また兵丁を指揮する武官の意識としても、保甲と兵制は表裏一體としてあつた。例えば貴州提督楊天縱は、千把總には平時にも兵丁を指揮して、防汎・獲餉・解逃・捕盜の責があると上奏している^⑨。しかるに雍正帝はこれらの差使が繁重になれば、それだけ兵丁本來の業務である訓練が疎かになるという見地から、雍正二年差役の業務は、民間の壯丁を揀選して工食銀を給して、不時に操練して補務に應じさせている^⑩。そして、四年には保長・甲長・牌頭に對して賊盜を首告すれば賞獎を與えるが、隱匿には責罰を加えるという勸懲

の法を制定して郷村内部の規制を強化した^③。このように雍正帝は、兵丁は徴調出征、民壯は補盜、保長は賊盜首告と各々の職責分擔を明示したが、現實は規定通り行なわれず種々の矛盾をきたしたのである。すなわち兵丁の差役的業務は依然として續行されたし、薄餉の兵丁は大概別業を營み訓練に従事しなかった。また地域社會に土着する兵丁の中には、郷民と密接な關係が生じ易かった。これに對する雍正帝の政策は、銓選と軍律、更には精神訓話など^④種々の面からその規制を強化しようとしたのである。まづ訓練に勵み戰時に功績のある兵丁に對しては、

把總の缺出に遇有せば、即ちに錄用を行ない、以て鼓勵を示し、其の懶惰刁悍なる者は、嚴に責革を行ない、以て法紀を彰にせん。
(世宗實錄、卷十一、雍正元年九月辛卯の條)

とあり、兵丁から千把總に拔擢する道を開いていた。しかし一方では、

營兵は五人をして聯名具保し、互相に覺察せしむ。其の約束に違わず、事を生じ民を擾し、姦を容れ惡を保し、次を離れ伍を失し、紀律を干す者有らば、皆論すること法の如くし、並びに其長を坐せしむ。(皇朝通典、卷七七、兵十 兵籍)

とあり、兵丁内の五人組監視體制を強化し、その違反行爲には細心の注意を拂っている。雍正帝がこのような兵丁に對する詳細な規定を設けた背景には、生活に窮した兵丁が、郷民と結託して大規模な反官・抗糧鬭争を展開していたからである。

兵丁の帖を傳し衆を聚め、械を繳し糧を辭する等の事に遇有せば、務めて必ず嚴に査究を行ない、首たるの主使、營棍を將つて實情を審出し、即ちに軍法に照らして治罪し、姑容して結案するを得ること毋らしむれば、即ち一を懲して以て百を警す。各處の兵丁風を聞いて相效うを致さず、而して驕悍の惡習、自然に漸く斂戢に就くに庶からん。(諭旨一函 雍正五年九月二十二日 鎮守廣州將

軍石禮哈)

とあり、石禮哈は抗糧に参加した兵丁を軍法に照らして處罰すべきであると論じているが、これは爲政者が治安機構の土臺をなす兵丁が郷民と連携することを尤も警戒していたことを示している。

以上吾々は雍正期を中心として實施された綠營軍制整備の諸様相を検討してみた。雍正帝は綠營軍制を批判して傳統的な府兵制を評價する思想を時代錯誤として斥けた以上、現時の綠營制を實のあるものに整備しなければならなかったのである。その場合、綠營軍を監督・指揮する地位にあった督撫・提鎮を中央權力が把握することが必須であった。従つてもし地方に中央の統制に違反する傾向が見えるならば、卽座に抑壓したのである。周知のごとく雍正帝が文武行政を監督するに際して尤も警戒したのが、この私黨結成の動きであつたのである。ところが雍正帝が文武官僚に私心を離れて公にくよくよにと訓戒した公の政治とは、終局的には獨裁君主體制を維持する論理であつた。そしてこの獨裁君主權力によつて設置された綠營軍は、本質的にはその體制を脅やかす諸々の勢力を鎮壓する公的な軍事裝置であつたといえよう。従つてここから兵丁の反亂行爲は、傭兵軍としての存在基盤を動搖させるものとして苛酷に彈壓されたのである。このようにして雍正期に整備された綠營軍が、乾隆期における清朝の對外政策や、又は治安維持の名目で國內の反官勢力を抑壓するのに一定の役割を果していたことは否定できない。綠營軍は内部に腐敗の要素をはらみつつも、雍正期における軍制の整備と綱紀引締め政策により、その傭兵的役割を擔つていたのである。ところで吾々はこの雍正期における軍制の整備政策がある程度可能なならしめた要因として、一連の財政政策があつたことを指摘しておきたい。というのは雇募による兵丁を訓練に専念せしめるためには生活可能な兵餉の支給が必要にならう。しかも明代の衛所軍のように兵丁の屯田を許可しないとなると、その収入は全く兵餉のみに依存することにならう。かくして衛所撤廢に並行して殘存せる軍田の整理を圖る一方、兵餉の財源確保と、その支給を可能とする種々の政策が實施されることになつたのである。次章ではこの問題に焦點をあわせてのべよう。

二 綠營軍の財政問題

(1) 衛所制の變遷と軍屯の措置

明清の衛所制の變遷に關しては、檜木野宣氏による研究があり、その全容をほぼ概略されているが、この小論も氏の研究から多くの示唆を受けた。この問題を考察するに際して、明代の衛所が清代に入つて邊境・漕運關係を除いて次第に州縣に歸併されていった事實と、漕運關係の衛所も亦、清代になると明代のそれとその組織・職務が變容していくその背景を追究することが肝要である。衛所の州縣歸併は第一章で明らかにしたように清朝軍制の成立過程からみて必然の政策であつたが、この措置が地方行政に與えた影響は甚大であつた。その一つは衛所制と表裏一體の關係にある軍屯・屯丁の措置の問題である。清代に入り綠營軍が成立したことにより、屯田を整理し民田に變更するのが清朝の政策であつたが、事實は必ずしもスムーズに進行しなかつた。その一つはこの措置が「兵は農に寓する」という儒教理念と抵觸するものであり、また綠營軍に支給する俸給・名糧の増大化による財政の膨張と關連して屯田制の維持、復活を主張する經世策が繰返しのべられたからである。

臣わがもろこ以爲、屯政は當今天下の第一の大務なり。この政行なわざれば、財用終に法とするに足る無し。（皇朝經世文篇、卷七十二、兵政三、魏裔介、軍屯疏）

とあり、順治期の魏裔介は、屯政が兵餉の不足を補う唯一の手段であるので、國家が民に資金を借給して屯田を開墾させようというものであつた。順治十四年と言へば、清朝の入關直後であり、兵制の改編が進行し始めた時期であり、明清交替期の混亂に乗じて各地に續出した荒廢地の開墾を軍丁にやらせようとする策であつた。

且藩下の丁壯は、已に八旗に照して田土を圈給し、其の食用は自ら應に即ち田土中に於て取足せしむべし。……其各營汛の綠旗官兵も亦、各其の附近の荒田を查し、諭令して墾種せしむれば、則ち但に地に遺利無からしむべきのみならず、固より亦古人善く門戸を守る者、藩籬を守る意なり。（皇朝經世文篇、卷七十二、兵政三、艾元徵、軍屯省餉疏）

とあり、康熙十一年、艾元徵は八旗・綠營兵に營汛付近を開墾せしめ、兵餉の不足を補足させようとしている。康熙十一年といへば、三藩の亂の勃發の前年であり、清朝の中央集權體制確立の最終段階に入つた頃であるが、支配地の擴大につ

れて綠營軍の額數とそれに支拂う俸給が増加してきた實狀を反映した策であつた。特に雲南・貴州・四川・福建・廣東・廣西等の省は、兵餉の不足を他省から協撥し、また民間から搾取する現狀を憂えての主張であり、この不足を補うのは、荒田を開墾する屯政であるという。このように順治・康熙にかけて清朝の支配地が擴大するのと相關して屯田論が展開されていくのであるが、清朝の中國統治が一應完成した雍正期に入ると、屯田策に對する構想も現狀の兵農分離の原則に基づいて考案されてくる。

宋元^{より}自りして明以て今に迄ぶまで、兵農の分、益久し。……然らば則ち田終に屯す可からざるか。曰く、古より屯法、或は兵を用い、或は民を用う。今は惟民力耕やすに勝うる者を募りて、之を屯せしめ、給するに牛種・農器・廬舍を以てして、其の租税を寛くせしむ。成田十年にして乃ち賦を定む。農隙時之に烏槍・弓箭の法を教え、練して歩兵と爲す。能兵は即ちその田を以て糧餉となさば、數口の家を贈らわすに足らしむ。……編するに隊伍を以てし、聯するに保甲を以てし平時は地方文官に籍録せしめ、農隙に操練すれば、武弁と會同して其事を董せしむ。(皇朝經世文篇、卷七二、兵政三、雷鉉、屯田説)

とあり、雍正期の雷鉉は、兵農分離下の現狀では、兵が農を兼ねた古の屯田に對して、今の屯田は農が兵を兼ねるべきだとのべている。

このようにみてくると雍正期には兵農分離は既制の事實として受けとめ、これに「兵は農に寓する」という兵農一致の儒教理念をいかに加味していくかということが、經世家の政策論のポイントとなっていた。

このような屯田論者の主張にも拘らず、雍正帝は衛所の州縣歸併を尤も強硬に推進しており、帝一代の治世の間に、四川・雲南・貴州等々の漕運に關係のない衛所の撤廢を斷行している。雍正初には、衛所撤廢に對する各官の反對意見もかなり強く、雍正二年に兵部が、①軍民の戸役が同じでないこと、②衛所撤廢による守備・千總等の武官の選法が壅滯する等の理由をあげて雲南・四川兩省での州縣への歸併に反對したのに對し、帝はここでの裁併が不便であると聞いたことではないと、この議を却下している。そしてこの年に山西都司、明年には江南・浙江・江西・湖廣・山東・廣東等の省の

都司を裁し、また浙江杭州等の千總を裁し、その衛所錢糧は布政司に歸併して管轄せしめた。^⑤

ここでは邊境における衛所撤廢問題の具體例として、雍正三年三月十五日、山西巡撫伊都立の條に「臣任に抵りて自り後、案卷を検閱したるに、前任撫臣諾岷の衛所もて郡縣に改設するを條奏するの一疏有るを見る云々」^⑥とあり、この諾岷の案に對して、伊都立は布政使高成齡と共に地方形勢・人民多寡からみて妥當であるかどうか検討しているが、大同府に關しては妥當であるが、寧武・偏關二處は邊陲要地だから二縣に歸併すれば、「地廣人多、兵民雜處」しているから縣令が控制することができないので衛所の廢止に難色を示している。又、雍正十一年三月二十五日、署理山西大同總兵官・印務直隸宣化總兵官李如栢は「伏して查するに我朝の成例、邊に沿ひ衛所を設立するは、原より以て地方を彈壓し、姦宄を盤詰し、糧石を收屯し、以て邊儲を實し、丁壯を教習し、以て疆圉を固む云々」^⑦とのべ、李如栢は邊境地帶に衛守備、衛千總を設置し、違禁の貨物を邊内に於いて汎弁が嚴査し、邊外に於て衛所が訪拏すれば、違禁貨物を來帶して邊を越えて販賣する弊はとゞざれるという。ここから邊境地帶では衛所制の存續の意義を強調しているが、その管轄となると民事（徵稅事務など）に關しては文員（州縣官）の責任に歸せしめている。雍正帝の構想としては、從來衛所武官が管轄していた錢糧徵收と管理權を文官である布政司に統一することにあつた。また漕運機構に於いて存續していた衛所に於いても、衛守備以下の武官・兵丁を監督する糧道は文官であり、衛所武官、兵丁の任務は漕糧を運搬する他、種々の雜役を擔當しており、軍隊というより運搬人夫というものであつた。ところで問題は、衛所が廢止されても軍民兩籍が混在しており、民籍は民地の錢糧で州縣の徵收に屬する者であり、軍籍は衛地の錢糧で衛官の徵收する者を言い、その一本化が實現してゐなかつたことである。^⑧

浙省衛守備八員有りて屯餉を徵解するの事務を專管す。向來衛田皆軍民雜佃に屬するに因り、毎に界址を爭訟する有り。糧務は守備衙門の清理に係らば、名は武職爲りて、而して實は錢糧詞訟を管辦するの責あり。（諭旨十三函 雍正六年七月十八日 浙江總督管

巡撫事李衛）

とあり、衛田では軍民が雜佃して界址を爭訟している狀況が指摘されている。又、

粵省各衛所屯の軍籍董生、額多く人少し。且軍民兩籍混冒し、訐控已ます。請うらくは、順天學政楊超曾の河南等の衛の裁して縣に併歸するを題准するの例に照して、粵省各屬の衛所の屯董を將つて、現住の糧を辦するの州縣の民籍に歸入して應試せしめ、一體に文に憑り府學に撥入せん。（世宗實錄、雍正十三年六月己巳の條、廣東・廣韶學政王丕烈）

とあり、廣東廣韶學政王丕烈は軍籍董生を現住辦糧の州縣の民籍に歸入して應試せるといふものであり、衛所の州縣歸併は錢糧科舉その他凡ゆる分野で進行していた。このように籍にはまだ軍民の區別があつても、〈承佃輸賦〉によつて軍戸と民戸とは異なることがなくなつていた。^⑤ 雍正帝は早急に撤廢された衛所における軍田を民田に更名するよう諭令しているが、その過程で生じた問題は、軍民間の賦額の不均衡や隱田の事實であつた。そこでこの時期に於いてこれらの問題が尤も鮮明にあらわれていた雲貴兩省についてまづ考察しよう。雍正三年、貴州省を視察した都察院左副都御史・署刑部侍郎事梁文科の意見では、衛所の州縣歸後も貴州省では軍田が残存し、每畝一斗の民田に比較して四・五斗の高率の糧を徵收せられているため、軍戸が窮乏して耕種もできず、さりとて人に轉售せんと欲しても軍田の糧が重いので、人の承買する者もない狀態であると指摘し、この對策として軍田は民田の科則に照して輸糧させたらよいとのべている。^⑥ これに對して、雍正帝から實態調査を命ぜられた署理貴州巡撫印務威寧總兵官石禮哈は、民田には條編馬館等の名色があるが、軍田は止秋糧米を徵して馬館銀を徵しないから重賦でないと反論している。^⑦ 更に石禮哈は前掲に引き續いて軍田に隱田の事實が多いことを指摘し重賦よりも隱田こそ問題にすべきであるという。それによると、首重・次重の田内で、大畝を黔記する者があり、一畝が常田の四・五・六畝不等に抵っている。是は朝廷が徒に重賦の名を受けているが、百姓が久しく欺隱の罪を冒しているものだとのべている。^⑧

ところで貴州では、工部侍郎申大成の條議に基づいて軍田は民田に照して〈給契上稅〉すれば賣買が許可されていたが、これが雍正五年には全國的に施行されることになった。^⑨

しかしこの政策に對する反論は、この法の施行地、貴州でも根強いものがあつた。もっともこの法が施行せられた理由は、一つには衛所を撤廢する以上、軍田の存續理由はなくなり民田に變更するとなると民田と同じように賣買を許可すべきであるということであつたが、それと共に軍田なるが故に默認されていた隱田を摘發することもあつた。すなわち軍田にも丈量を實施し税糧を課することにより租税體系の確立を圖ることであつた。

臣、到任後、隨ちに各屬に嚴飭して作速に軍田畝數、並びに現存の承種營業せる戸口姓名を查明し、造冊詳報し、隱匿遺漏せしむることなからしむ。(諭旨五函 雍正六年七月十六日 貴州巡撫沈廷正)

とあり、雍正六年、貴州巡撫沈廷正は、軍田の賣買と隱田の摘發を行なっている。

次に軍田賣買に際しての申大成の「加徴税銀」の議に對して、雍正七年、雲貴總督鄂爾泰は、もし田一畝を賣る毎に税銀五錢を徴收すると軍戸の授與地十八畝では、銀九兩を完うすべきことになり、到底貧窮の軍戸には堪えられないことになると批判し、續いて、

凡そ田土授受は、悉く常例に照して投税印契す。従前私相い典當する者は、並びに首明して税を完うし、契紙を補給せしめてその管業を准す。もし豪強侵奪し、及び仍お敢て隱漏する者あらば、嚴に懲罰を加うれば、訟端除かれ、規條劃一にして民に觀望なく軍に藉稱無かる可く、即ち田畝を清理するの一案も、漸次緒に就く可きに庶からん。(諭旨九函 雍正七年五月十八日 雲貴廣西總督鄂爾泰)

とのべ、軍田の田土授受は常例に照して行なうよう奏摺を上っているが、雍正帝は「奏する所是なり。已に部に交して議覆せしむ。申大成は眞に庸愚の小人なり」と鄂爾泰の意見に全面的に賛成している。かくして「加徴税銀」の議は却下されると共に、隱田の摘發が推行されたが、現實には軍田の賣買に關する不正は止まらなかったようである。

次に廣東省に於ても衛所屯田の措置が種々問題になつてゐた。

廣東従前、都司衛所を設けし屯糧屯丁を管理す。逃亡故絶し、田地抛荒するあるにより、衛所の各官、自ら工本を備え民を招いて墾

復せしめ、佃に給與して耕さしむ。毎年百姓は、畝を按じて租を輸す。額糧を完うするを除くの外、餘羨米數は之を贖軍餘米と謂い、衛官收めて養廉と作す。今、廣東は沿海緊要にして八衛所を存留するを除き、其餘は已に裁して州縣に併せり。此項の餘米は、應に漕出して歸公すべし。（諭旨一函 雍正六年八月四日 兩廣總督孔毓珣）

とあり、雍正六年八月、兩廣總督孔毓珣は沿海緊急の八衛所以外の屯糧・屯丁は凡て州縣に歸併して、その上で民間の承買を行なうとするものであったが、雍正帝は、此項の田地は他省の例に照してそのまま保存して官田として收租せしめ、公用に備えるようにして民間に承買させる必要はないとこの案には賛成していない。ところがこのようにして殘存していた衛所屯田において、屯糧の徵收が困難になってくると共に、その對策が論ぜられた。特に屯糧羨餘の處理が問題となった。

屯田は軍に給し耕贍せしむるも、軍は逃亡故絶するにより、官に歸して召佃納租せしむ。完糧の外に贏餘無くんばあらず。これ贖軍餘羨となす。また屯丁に遠く衛所を隔つる者あり。差役收數あり。運回碾放の兵米は多收なくんばあらず。これを屯糧餘羨となす。雍正六年以後、次第に查出して歸公す。……今議して贖軍餘羨の銀米は舊によつて歸公するの外、その原報徵收の屯糧羨餘は、應に旨に遑て盡く革除し、仍つて民米の例に照して屯民が自ら倉に赴き完納すべし。多收する者あらば、之を罪せん。（皇朝文獻通考、卷十、田賦考、屯田、乾隆元年）

とあり、乾隆元年廣東を調査した鄂彌達は、衛所官田において贖軍餘羨を歸公するの他は、他の一切の餘羨を革除し、このことによつて屯丁の重賦は従前に比して二、三倍は減じたことになると言う。この鄂彌達の策は同年施行された。又、全國的に各省の屯糧で原額（やうりく）の糧則の較重（やうじやう）き者があれば、悉く酌減を行なつた。次に湖北省に於ては

屯衛事宜、湖北九衛一所、各々屯田を經營する有り。漕運の時に逢う毎に、衛所、旗丁を覓點す。錢糧を領するを除くの外、一切の經費は皆屯軍の出づる所に由る。當日屯田の設くるは、原より贍運の爲にして、屯糧の輕きは本より郵軍を以てす。後に迫んで軍に逃有り。故に田は日々荒蕪す。或は軍墾と爲し、或は民墾と爲す。其の貧苦の屯丁は、又軍田を將つて輾轉典賣す。田去り丁存すも、幫費遂に出づる所なし。（諭旨七函 雍正十年二月十三日 湖北巡撫王士俊）

とあり、湖北巡撫王士俊は雍正十年、湖北の屯田の荒廢ぶりを説明し、その對策として〈因屯起運の法〉を實施すると共に、山東、山西、陝西、廣東の例に照して衛所をもつて裁汰せんことを請うている。

以上みてきたように雍正期には衛所屯田は概して撤廢の方向にあり、それに伴つて軍屯田の民田への移行も推進されていた。ただ漕運關係などにより殘存させた衛所に關してはかなり嚴格な規定を設けている。すなわち、

（雍正）九年、定むるに屯衛田は軍戸に典與するを准し、私に民に典與するを得ず。違ふ者は、田を將つて衛に歸し、典價入官し、仍お例に照して治罪せん。（皇朝文獻通考、卷十、田賦考、屯田、雍正九年）

とあるように、屯衛田の軍戸への典與は許したが、民戸への典與は原則として禁止し、軍田の維持を圖っている。ところがこのようにして殘存せしめられた屯衛田に於ては、屯丁は政府に正賦を完納するの他、毎畝津銀一分から三・四分不等を徴され、このいわば二重の租と税のため民田に比べて三・四倍の重賦となつていた。この結果貧困の運軍と屯丁が違法して典賣するか、また逃亡したため屯田は荒廢し、結局は豪民がそれを兼併した。

軍逃地荒にして民の自ら開墾するに係る者有り。亦、運丁は貧乏にして田を將つて民に典佃し、而して展轉相售し、屢々其主を易うる者有り。更に典佃の久しく、民從りて虛舍を建造し墳墓を營治する者有り。（皇朝經世文篇、卷七二、兵政三、請停查屯田疏、趙

青藜）

とあるが、乾隆十一年に趙青藜は漕運屯田の荒廢ぶりと、典佃の狀況につき説明し、その結果、順治十三年施行の「清田歸運策」は遵守されず、津貼策が行なわれている點を指摘した。津貼とは、民が出費して丁を贍し、丁は項を得て以て承運することであると趙氏はのべている。この對策として趙氏は、屯田の典賣の禁を嚴にすれば、軍民が共に相安じ、漕運は永く誤ることがないという。このように乾隆年間に入つても典賣がかなり進行していたので、政府は一旦典賣された軍田の取贖の例を定めている。

各衛屯田、典賣して民に與うる者は、價を備えて取贖するを許し、衛所由り州縣に移文し、民人に飭令して價を領して退田せしむ。

若し民田を以て軍田と捏報し、混冒を希圖する者は、衛所の官を將つて處分せん。（皇朝文獻通考、卷十、田賦考、屯田、乾隆十二年）とあり、現狀を認識した上での屯田典賣の處置であつた。また違例典賣田には、津銀を課しており、何とか漕運の費用を捻出せんとしたのである。然るに屯田は其後も減少の一途をたどっており、それが運丁の不足を來したのである。そこでこれに對する策として、水手が雇傭されていた。

雍正十三年、各船の水手は均しく運軍により雇募し、多く別省の貧民を繋す。（會典事例、卷四二、戶部漕運）

とあり、地域社會よりはみ出た所謂無業の貧民を、政府は行糧・月糧等の一定の俸給を與えることにより、漕運の下部機構に組み入れた。水手にはこの他、餘米及び贈貼等の項が支給されたが、上官の糧道や胥吏の勒索により水手の手に入るのは僅少であつた。そこで彼等はこの不足を補う目的もあつて羅教信仰に基づく祕密結社を組織し、業務上の特權を利用して種々の不正を行ない、時には反官鬭争を行なつた。^⑧

以上雍正期を中心として衛所制の變遷と、それと關連のある屯田・漕運の問題につき略述したが、これを要約すれば、清朝政權の本來の意圖が、綠營軍という職業軍隊の設置により衛所制を廢止する方向にあつたため、軍丁・軍田の處置が重要政策として論ぜられたが、重賦・隱田・典賣等々の問題に直面して結局は典賣の禁止という法的處置により軍田を殘存せしめた。ところが屯田に依存する衛所軍丁に關しては、綠營軍に俸給を支給する體制が確立したことにより、その存在意義が薄れ、爲に漕運關係の衛所を除いて軍丁は綠營軍に吸収されていくが、その漕運軍丁に於ても、重賦による逃亡のため人數不足を來し、その補充として雇傭された水手が漕運の主流となつていき、ここに給與體系でみる限りにおいては兵農分離の傾向が定着してくる。しかるに雇傭による綠營軍丁・水手には各々貧窮した遊民等が多くなり、それだけ軍丁の質は低下してくる。乾隆期の經世學者陳黃中は、綠營軍に市井の遊民が増加し、武藝の訓練よりも別業に従事し、軍隊の質が低下したと指摘し、この打開策としては給與體系の改善による生計の安定化を圖る一方、綠營軍・運丁に屯田をもやらせるべきだという策を提案している。ここには軍隊に俸給を與えることは既定の事實として受け取られており、そ

の上にたつて俸餉の不足を補う政策が模索されていた。ここから屯田政策はいわば副次的なものになっていた。このことは明中期以降の貨幣經濟の進行に伴なう一連の稅制改革の必然の結果として俸餉問題が位置づけられていたことを意味している。

(四) 綠營軍の給與體系と財源

綠營軍は發足當初から給餉が低く（後掲表Ⅱ参照）、武官はその不足を補うため、兵丁に支給される名糧を着服したり、月糧を扣剋したり、又陋規を捻出したりした。

冊上兵有り、伍内兵無し。紙上餉有り、軍中餉無し。其咎は固より侵餉の官にあり。其弊は總て頂名の兵より起る。蓋し召募に自り悉く舊名を用う。是に於て新收開除、稽核するに従し無し。凡そ侵餉の囊に入る者、查點摘發すると雖も、亦究詰す可からず。（皇朝經世文篇、卷七十、虛名冒餉疏 趙申喬）

とあり、康熙五十一年、左都御史趙申喬は、侵餉の官が頂名により兵額を増している事實を指摘した。頂名の兵とは實在しない舊兵（退役兵等）を兵丁冊籍に記載して、餉銀を着服することを言う。又武官は軍政その他の軍隊の監査に備えて老弱殘疾者や、家人・長隨の頂名支領者や、字識・匠作の類を額數に濫充し、兵糧を陪佔していた。武官には正規の俸餉の他、位階に伴う兵丁額に應じて一定の手當が與えられていたが、これを親丁名糧と言ひ、當初は定まった規定がなく、これが空糧の原因になっていた。^④また武官は毎季放餉のとき等に、各兵一・二錢の扣剋を行なうことがあり、このことが兵に怨心を起させ、營伍廢弛の原因となっていたのである。^⑤雍正帝が即位すると、文武官の綱紀引締めを斷行するが、副將・參將・遊擊等の武官への訓諭の中で、將弁の空糧橫取と營兵の月糧扣剋が營伍廢弛の最大の原因であると指摘している。^⑥そして湖廣總督楊宗仁に對する訓諭の中でも、天下の綠旗兵丁は、大率十分中、二・三分の空糧があり、專閫大臣及び將弁等が侵冒していることと、老弱殘疾で騎射することができない者まで兵數に充當して、徒に國家の錢糧をむだ使いしているとのべている。^⑦また、

粵西の營務廢弛し、兵丁は怯懦なり。見る者聞く者、衆口同聲せざるは莫し。茲に臣親しく粵地に至り、始めて従前の廢弛怯懦なる者は、亦た由來あるを知れり。査するに通省額兵は、原と二萬に足らず。而して提鎮・將弁等の官は空糧を私食し、竝びに公費糧を捏充する者、已に數千名を下らず。(諭旨七函 雍正八年正月十三日 雲貴廣西總督鄂爾泰)

とあるように、鄂爾泰は廣西省の營務廢弛と兵丁怯懦の理由が、提鎮・將弁等の空糧私食によっていることを指摘している。そこでこのような弊害を除去するために雍正帝の行なった施策が、親丁名糧の定額化と、扣剋など不正横取の嚴禁であつた。親丁名糧の定額化に關しては、康熙四十二年、湖廣提督俞益謨によつて題奏され、それを九卿が議して、提督以下千把以上の歩兵額内の親丁額數を定め、それを以て家口・僕從を養育する費用にさせた時に始まるが、これが湖廣のみならず全國的に施行せられるようになったのは雍正年間からである。雍正二年に増設せる外委(定員外)の千把にも雍正八年人毎に步糧一分を給與して、その子弟・家人の養育の費に當てさせた^⑤。また親丁名糧額を、提督八十分、總兵六十分、副將三十分、參將二十分で均しく馬步各半、遊擊十五分で馬七步八、都司十分、守備八分で均しく馬步各半、千總五分で馬一步四、把總四分で馬一步三として各省に一例に遵行せしめ、倘し定額の外に兵餉を虚冒する者があれば、重罪に處するといふものであつた^⑥。ここでは歩兵額内(步糧)のみならず馬兵額内(馬糧)も支給していることと、各省一例に實施した點が注目される。ところがこのように各武官の位階に應じて定額の配分基準を決めたものの、その支給に際してはきまつた様式がなく、それが虚冒私佔の原因ともなつていた。そこで雍正八年、河東總督田文鏡は、

従前各官親丁内に、馬糧を全食する者有り。馬多く歩少き者有り。上司馬糧を佔食し、屬員步糧を多食する者有り。此外復、空糧有り。提鎮の如きは則ち虚冒百十餘分、副參遊擊は則ち數十分、都守千把等官も亦、各多少不等なり。營中、更に扣留の公費糧、幫貼糧、紙張糧有り。大抵皆、藉端朦混、朋比分肥し、所有虚冒私佔の數は、恆に親丁原定の額に倍す。……伏して査するに步糧一分は毎月米一斗を支するを除くの外、朋銀小建を扣去し、實に餉銀は九錢有零を支す。毎年十二箇月にて合計するに、共に餉銀十一兩四錢有奇を支す。提督八十分、每年約餉銀九百二十餘兩を支す云云。(諭旨十函 雍正八年二月初一日 河東總督田文鏡)

とのべ、提督以下把總に至る名糧支給額を概算している。また、

〔表Ⅰ〕 武官親丁名糧・養廉銀一覽表

		兵 部 案	田文鏡案	定 例	四川・松潘縣
	名糧分	親丁步糧	親丁名糧 (馬・步糧)	養 廉 銀 (乾隆42)	養 廉 銀 (咸 豐)
提督(從一品)	80〃	920兩	2000兩	2000兩	
總兵官(正二品)	60〃	680〃	1400〃	1500〃	1500兩
副將(從二品)	30〃	340〃	800〃	800〃	
參將(正三品)	20〃	220〃	500〃	500〃	500〃
遊擊(從三品)	15〃	170〃	400〃	400〃	400〃
都司(正四品)	10〃	111〃	300〃	260〃	260〃
守備(正五品)	8〃	90〃	200〃	200〃	200〃
千總(六 品)	5〃	50〃	100〃	120〃	120〃
把總(七 品)	4〃	40〃	80〃	90〃	90〃
外委				18〃	18〃
			(李如栢案)		(餉銀他)
馬兵	1〃		33兩		23.9~29.9兩
戰(步)兵	〃		22.9〃		18~23.9〃
守兵	〃		11〃		11.9~17.9〃

〔雍正硃批諭旨 雍正8年2月初1日 〔嘉慶會典事例〕 〔松潘縣志卷2兵制〕
田文鏡〕

〔表Ⅱ〕 俸銀・薪銀・紙紅一覽表

	定 例			松 潘 縣		
	俸 銀	薪 銀	心紅紙 張銀他	俸 銀	薪 銀	心紅紙 張銀他
提 督(從一品)	81.7兩	144兩	480兩			
總兵官(正二品)	67.6〃	144〃	360〃	67.5兩	440兩	300兩
副 將(從二品)	53.4〃	144〃	230〃			
參 將(正三品)	39.3〃	124〃	108〃	45 〃	125 〃	73 〃
遊 擊(從三品)	39.3〃	124〃	96〃	39.3〃	120〃	72〃
都 司(正四品)	27.4〃	72〃	58〃	27.3〃	72〃	42〃
守 備(正五品)	18.7〃	48〃	32〃	18.7〃	48〃	24〃
千 總(六 品)	14.9〃	33.1〃	無	14.9〃	33 〃	〃
把 總(七 品)	12.4〃	23.6〃	無	12.4〃	33.5〃	〃

〔中樞全書〕(近衛本) 〔松潘縣志卷2兵制〕

- ④ 上記表Ⅱ 定例の各項は康熙初年における經費舊制によるものである。
 定例の心紅紙張銀他とは蔬菜燭炭銀、案衣家伙銀である。
 武官は上記表Ⅱの俸薪の他、表Ⅰの名糧が支給された。
 松潘縣志は武官の俸薪・養廉を記載しており定例との對比の必要上表示した。

臣思うに、提鎮は封疆に列在し、惟に食指活繁のみならず、其經年の差使酬應、操兵稿賞の類は、均しく費を缺き難し。副參遊守等の官は、家口多寡不等なるも、大約數千人を下らず。微に千把に至るも亦八口有り。今歩兵親丁名糧を以て之を計るに、入るを量りて出づるを爲し、實に敷らざる有り。(諭旨十函 雍正八年二月初一日 河東總督田文鏡)

とのべ、田文鏡は空糧の原因が、一つには武官が家口・僕従を養贍する必要上、止むを得ない場合もあるので、それに見合うだけの名糧の支給をといっている。^⑤ また雍正八年四月、直隸宣化總兵官李如栢は、この田文鏡の奏するところに基づいて、兵丁の糧餉の支給額を説いているが、それによると、月米朋銀小建を除いて、馬糧一分は毎年實支銀三十三兩有奇、守糧一分は支銀一十一兩有奇、步戰糧一分は支銀二十二兩九錢有奇となっている。^⑥ この田文鏡の親丁名糧額は、政府の採擇するところとなり、その後、名糧額をきめる基準となった。^⑦ 次に空糧の使途に關してのべれば、この家人・長隨の養贍費の他、上官への節禮季規と公費が含まれていた。

查するに、各營の臣が衙門に節禮季規を餽送するに毎年約六千金あり。臣思うに此項の銀兩は、各屬何に従りて措辦せんや。必ず皆、空糧より取れるならん。(諭旨八函 山東兗州總兵官趙國英)

とあり、各營から總兵官に餽送される節禮季規が空糧によっていることを明らかにしている。ところで空糧を多食し、規禮を收受した提鎮諸臣は豊裕になったが、そのため公費糧が減少するので、この陋弊の防止が主張されている。^⑧ しかるに臣、訪問したるに、千把總一員を拔補するに、舊と該鎮規禮銀二三兩不等有り。馬歩兵丁一名を召募するに、舊と該管將弁の規禮銀二十兩不等有り。此の外、節禮・門包等の項は以て枚擧し難し。上にしては、總鎮・副將より下は參將・守備・千把等の官に至るまで、各々饋送の多少を視て去取を爲す。是を以て營伍一切の操習は、俱に廢弛に至る。(諭旨十函 雍正七年正月十九日 河東

總督田文鏡)

とあり、山東省における空糧の多收は、上官への節禮季規などのためであり、その規禮銀の多少により上官が屬官を保舉するか否かが慣例となっていることが指摘されている。ところでこのような空糧多收に對する處置として、當然一切の陋規の禁止と、その多收分を召募にあてるとというのが、在地武官の意向であった。

臣査するに、現行則例中、總兵は隨丁糧六十分を食むを准す。臣、従前家口繁多なるに因り、定例六十分外に於いて三十七分を多收せり。又潮屬の九營は、向きに四季の節禮有り。每節三百三十兩なり……臣一たび接印を経れば、視事するに、即ち三十七分の名糧を將て盡く募補を行なわん。屬員節禮も亦曉諭を明張して禁止せん。（諭旨八函 廣東潮州總兵官尙濤）

とあるが、このような遵法處置が有名無實であつたことは、其後も空糧が絶えなかつた點から判斷できよう。但、雍正期にはこのように名糧の定額化を實施することになり、その他の陋規を禁止せんとする政策は、かなり各省に浸透していた點は注目してよい。

次に親丁名糧と共に公費名糧もまた、兵餉の項目として定額化が検討された。公費とはまた公項・公用とも言い營務の費用をいう。その内容は、營務に關する季報冊籍・提塘工食・霜降祭祀・甲幟軍裝製造・軍營の礮位・火藥・鉛彈・巡哨船隻等の費用を言い、^⑤藩庫から武官に支給されたが、武官はこの公費の不足を補うという名目で、兵丁の糧餉を攤扣して横領することがしばしばあつた。ところで扣剋の源は、營中における公務の辦理、上司への餽送・旗幟の修理と指稱して着服されたのである。ただ雍正期には、公費としての幾分かの扣剋は認めていたようであり、この割合に關する上奏が續出している。^⑥

請うらくは、浙省各營をもつて大小を論ずる無く、兵を按じて計算し、統べて百名中に於いて公費三名を存留して、以て營中の公用に備えん。（諭旨七函 雍正五年三月初六日 浙江提督石雲煒）

とあり、雍正五年三月、石雲煒は浙江の營伍の情形として公費横領の風習と、その對策として公費存留額を百分の三としている。その他、大體、百分の二か三程度を公認すべき上奏が多出したが、雍正十年になつて公費糧は額兵百名につき二名を扣出することが公認された。

内閣に諭す。向きに武員の養廉敷らざるに因り、以て兵餉を扣剋するを致す。是を以て親丁名糧を酌定し、以て家口を養贍するの費となす。又、營伍公用資るなきに因り額兵百名あれば、二名を抽するを准す例を定めたり。此のごとく曲さに體恤を加うるは、恩を弁員に施こすに非ざるはなし。（世宗實錄、卷一一六、雍正十年三月戊寅の條）

とあり、親丁名糧額に續いて公費糧の定額化を實施したのである。

次に雍正期には名糧とは別に生息銀兩の支給が始まった。生息銀兩とは元來、吉凶の際需要の費が取辦する所のない在京八旗兵丁を對象として内庫銀兩から特發して王大臣等に營運せしめ兵丁一時の用にさせることから始まったが、雍正七年には各省駐防の滿洲漢軍兵丁にも及ぼされた。生息銀兩は布政司庫より支給し、將軍・副都統等に交與して公同存貯して營運生息せしめて、駐防兵丁に吉凶の事があれば、息銀をもつて酌量賞給し、その本銀は永遠に存公生息の項とした。更に各省の督標・撫標・提標兵丁等もこの例に倣い、兵丁の額數に按照して銀兩の多寡を分別して酌量決定された。この生息銀兩に對する督撫・提鎮及び標下の兵丁の反應については、

再び生息銀兩は、我皇上の兵丁を愛養し、特に帑金を發して賞給營運せしめ、以て窮兵の緩急に資す。此れ誠に曠古未だ有らざるの鴻恩なり。(諭旨十八函 雍正十二年二月二十九日 雲貴廣西總督尹繼善)

とあるように好感がもたれていた。しかるにその運用を誤れば、國帑を損失するだけで兵民を利さなくなるといふ。

乃るに雲南生息銀兩は、多く營員が借用し、客民が借貸し、及び兵丁に放債し、利を取りて盤剝する者有り。伏して思うに皇恩賞給し、原より法を設けて營運せしむ。若し兵の利を取りて、以て賞兵の用と爲さば、理において順ならざるを覺ゆるに似たり。況んや逃亡事故に遇わば、人の賠墊するなく、勢い必ず虧空するに於いてをや。官員私借に至りては、更に違例に屬す。借端一たび開かば、人々皆覬覦を生じ、交々相弊混し、彼此通那し、日久しければ帑項を清還するに力なく、必ず無著に歸せん。(同右)

とあり、帑項が浪費されるだけで營運の効果があがらず、兵丁の窮乏は救済されないという。ところで各省兵丁生息銀兩は、概して商人への貸付と開鋪生息との二方式によって營運されていた。その際、公帑を借領して利殖の衝に任ずべき商人は、事實上、鹽典二商に限られていた。この場合、營運に當る商人が暴利を貪り、兵丁は負債を返還する餘力はなく、結局は帑項の損失を招くことが多々あった。

近ごろ聞くに、仍お無識、無能の總兵官、省事を希圖し、暗中に兵丁に借給する者有り。又、兵丁、商人、借領の名を假り、其實自ら官銀を用いて利を繳むる者有り。…兵丁の商名を假借して銀を領し利を繳むるに至りては、更に不可と爲す。兵丁は即ち殷實の家

にあらず。又久しく貿易に慣るる人にあらず。虧折の後、何によりてか賒補せん。(世宗實錄、卷一四九、雍正十二年十一月辛丑の條)

とあり、兵丁が商人に假借して「領銀繳利」することを嚴禁しているが、これは兵丁が別業を經營して本來の義務を怠ることに對する雍正帝の警告であつた。このように生息銀兩はその主旨の通りうまく運営されず、種々の弊端が生じてきた。そこで乾隆期になると紅白事例銀という名目で、兵丁の吉凶の際の支給項目を定め、營運方式を中止したものである。このように生息銀兩制は雍正帝の主旨に反して兵丁の救済にはならなかったが、財政に商業資本の活用を圖つた點で時期に適つた政策であつた。

次に兵丁の生計安定を意圖して實施された俸餉支撥に際しての折色と塔放の問題についてのべよう。周知のように清朝では兵丁に支給される俸餉(月糧及馬匹豆草)は、本物で支給する場合と、銀で折給して各兵が自ら採買を行なう折色(馬匹豆草折色は馬乾)とがあり、産米の地方は本色を支し、不産米の地方は折給していた。例えば福建省では雍正二年に、

福建省兵多く米少きの福州駐防各營、及び泉州・漳州・福寧等の府州各標・協・營は就近に所屬の額米を撥して支發するを除くの外、兵餉に敷らざれば、向きに折色に係る。興化・延平・建寧・邵武・汀州五府屬の各標・協・營は米多く兵少きなり。兵餉を給するを除くの外、餘米は省倉に協運せしめ、駐防及び綠營各營の兵餉に勻給せしむ。(會典事例、卷二百五十五、俸餉、各省兵餉、雍正二年の條)

とあり、一省内でも兵の多少、米の多少により本色か折色かが決められた。ところが折色の比率が各省各府州縣で同じでなく、毎年變動していた。一般に豐收の年は折給價が賤いので少し餘賸があり官兵に利益があつたが、歉收の年は、價值が昂くなるので官兵の生計を壓迫した。この各省・各府州縣など各年における折給價格の不均衡を是正するため雍正元年の議定で大體の基準をきめた。すなわち、山東・河南・江蘇・安徽・江西・浙江・湖北・湖南・廣東・廣西・雲南・貴州等十二省の駐防兵及び綠營兵の折給銀は、米は每石、五錢より一兩、豆は每石、五錢より九錢七分、草は每束三釐より九

釐二毫不等とした。直隸・山西・福建・陝西・甘肅・四川等の省は、米は每石、三錢四分より一兩一錢二分、豆は每石、三錢八分より一兩、草は每束、五釐より三分不等とした。^④このように兵米は銀に折色して支給されたが、その場合更にその一部を錢にて發給した。これを搭放と稱するが、これは錢が制錢として流通しており、存留地丁錢糧は概して錢で徵收されていたからである。その割合は清初では大體「銀七錢三」であつた。ところが雍正元年には「銀八錢二」を以て塔放することとし、七年には「銀九錢一」に改められている。

また「銀錢比價」は原則として銀一兩が錢千文であつたが、雍正期には「銀賤錢貴」であつたので制錢を塔放する際、銀一兩は錢八百八十文の割合であつた。^⑤塔放制の目的は國家が銀錢の流通額を操作することによつて、價格の安定を圖るものであり、それによつて兵丁に支給される俸餉を實のあるものにせんとすることにあつた。

査するに、山西毎年約兵餉銀八十萬兩有奇を需む……山西兵餉を將つて、銀八錢二を以て塔放す。毎年計るに錢一十六萬貫を需む、…各道府庫内に散餉するに及びては、錢一貫毎に銀一兩に作す。應に領すべき兵餉一兩は止銀八錢を給し、錢二百文を搭し、錢價銀一十六萬兩を扣存す。（諭旨五函 雍正四年十一月十四日 山西布政使高成齡）

とあり、このようにすれば、制錢は充裕し、錢價は自ら平かになり、兵民は均しく利益があると、ここでは塔放の成果を強調している。

故安部博士は、地丁錢糧のいわゆる銀七錢三徵支制が、制度どおり實行されたどうかは疑わしいとされ、その理由として徵稅擔當者としての州縣官の銀に對する欲求の強さが問題だとされた。^⑥かくして安部氏は地丁錢糧のほとんどが銀で收納されたとみられるのである。但し安部氏は塔放制に關しては具體的には敘述されていない。ところが雍正期において兵丁の俸餉の一部が錢で支給されていたとなると、制錢の收納が何等かの形で行なわれていたことになる。おそらく地方官は徵收した地丁銀の内、存留部分の幾らかを制錢と交換して兵丁に支給していたと思われる。その場合地方官が無原則にその交換の比率を決めないうために、國家は塔放の率を制定する必要があつたのである。また、

貴州甘肅等の省の若く、地丁少くなして兵餉多きは、則ち通行徵錢、折給錢足らず。乃ち給するに協撥の銀を以てす。其江浙等の省、兵餉少くして地丁多きは、仍ち塔放の銀を以てし、部に報じて撥を候たん。(熙朝紀政、卷三、解餉)

とあり、全國的にみて地丁少なく兵餉の多い省では折給錢を給し、地丁多く兵餉の少ない省では塔放銀を給し、銀錢流通の均衡を圖った。かくして〈折色〉〈塔放〉に際して、國家が流通の均衡化を圖り、支給率の基準を定めたのは、地方官の私欲による俸餉横領を防止するためであつた。しかるにこのような國家の意圖に反して、兵丁の生計は一向よくならなかつたのである。雍正十一年、陝西總督劉于義が陝西邊兵の痛苦を奏陳しているが、その中で甘州提督管轄下の涼・肅・安西三鎮の兵が甚だ貧苦なのは、

蓋し兵丁糧餉、俱に定額有るに緣り、往時の糧一、二兩一石は、今價十數兩に至る。是一日にして數日の糧を食す。……即ち肅州鎮の守兵の如きは毎日月餉九錢、日を計るに銀糧を得ること三分有る耳。今肅州の米、十三、四兩一石に至る。是れ其數日得る所、止だ米二、三合を糴す可く、方に且つ自給賸らず、而して尙能く父母妻子を養わんや。所以肅州の兵嚴寒にして衣服破爛する者、豐歲にして面に饑色を帶する者有り、此れ臣の目觀する所なり。(皇清奏議、卷三十一、請加惠邊兵疏)

とあり、兵餉額が米價の高騰に及ばず、兵丁の生計を困窮ならしめていたのである。

惟だ各省の沿邊營汛は、其れ省を去ること寫遠にして動れば輒ち千有餘里なる者あり。春餉の如きは、正月内、員に委して請領するに、程途往返、及び投文守候、毎に仲春に至る。後方に營に抵るを得て給散すれば、則ち兵丁此の前の兩月の食用、勢として舖戸に向いて除借せざるを得ず。而して舖戸は利を資りて生を養う。自然米鹽の價值、現買の者に較べて、稍増添を加う。且季を逐い請領するは、毎次更に轉運の費多し。(諭旨十一函 湖南辰永靖道王柔)

とあり、王柔は、兵餉が就近に支領されないとすると、その間隙をぬって舖戸が米價をつりあげる弊害がおこるといふ。その上、兵丁の月糧が〈本色〉で支給されないとすると、兵丁は米等物資を自ら採買に行かざるを得なかつたから、その間の購買の費用は莫大であつた。そこで雲南のように、各府州縣の兵多く米少きは、〈應徵條銀〉をもって糧米を折收し

て軍食に資し、米多く兵少なきは、〈應徵稅糧〉をもつて折解して兵餉にあてて、〈輕贖招買〉の弊をとぎそうとした。^⑤しかしこのような試みも、米價と制錢流通市場を操作する商人と、それと結託して不正利得を追求する官吏に對しては、それほどの効果はなかつたのである。

以上雍正帝は營務の廢弛の理由となる空糧の多食・公費の捏充にはきびしい處置を取り、空糧多食を始めとする凡ゆる營私賄賂の利得に對して、必要經費を除いて公費に返し、それでもつて兵丁を接濟するよう武官に命じた。^⑥また兵丁接濟の施策として「生息銀兩制」を始め、兵丁の俸餉支撥に際しての「折銀」や「塔放」に對しても對策を講じた。このような雍正帝の施策は、部分的にはその効果を發揮したと言えるが、全面的な兵丁救済にはならなかつたのはその後の推移が物語っている。特にこれらの施策を有效ならしめるためには、それを運営する官人や商人の嚴正さが要求されたが、中飽・陋規を事とする官人社會には受け入れ難いものとなつた。それと共に、營務運営や兵餉に對する財政的處置も、必ずしも、確固たるものでなかつたことも、營務を停滯させることになつた。

次にこれら武官・兵丁に支給される俸餉その他の財源の問題について検討しよう。

逐日支放せる八旗綠旗の兵馬糧餉に至りては、臣等現に鹽課關稅及び各州縣の地丁錢糧を催解し、糧驛道慶長齡に委して布政使王朝恩と會同して查收支放せしむ。(諭旨二函 雍正元年八月二十三日 兩廣總督楊琳)

とあるように、主として地丁錢糧・鹽課・關稅であつた。康熙三十一年四川省の場合には、綠旗官兵の俸餉米折馬匹料草等項六十八萬九千一百二十兩四分零の内、山西省からの地丁銀五十八萬兩、河東運司からの鹽課銀五萬兩、計六十三萬兩もあり、ほとんどが解餉であり、四川省の地丁銀等の項はわずか五萬九千餘兩にすぎなかつた。ここには兵餉の大部分が地丁銀であること、四川省の場合は協餉が壓倒的に多いことが示されている。^⑦

伏して查するに、各省錢糧、每歲正供入る所、俸食・兵餉、工役に動用するを除くの外、春秋に二撥して悉く部に解らしむ云云(諭旨十函 雍正三年七月初六日 河南巡撫田文鏡)

とあるように、各省では、毎歲正供錢糧を存留して俸食・兵餉・工役に當てる他、残りは春秋二季に戸部に解っていた。ところで①徵收錢糧は一部存留して本省の需用のみにあてて福建・廣東・廣西等の省と、②本省のみでは足りないで隣省の協濟に頼る陝西・甘肅・四川・雲南・貴州等の省と、③戸部に解ると共に他省への協濟を行ないうる江蘇・浙江等の省があった。①福建では、雍正四年解京の餉銀三十一萬兩を存留して兵餉に充てたが、雍正七年には當地に赴任した福建布政使趙國麟が、節次返濟し存留分が超過しないようにした。②四川省では、雍正初、額徵地丁銀が三十三萬兩であったのに對し滿漢兵餉・俸工驛站等項が約一百萬兩もあり、その不足分を他省からの協濟に仰ぎ、また一部は捐納によった。③浙江省では、雍正四年は地丁銀六十五萬が兵餉に充てられることになっていたが、未到の部分は現存庫銀から一部墊給した。これらはいずれも正項錢糧に關するものであるが、雍正期には錢糧耗羨を藩庫に提解させる方式が制度化し、これが地方財政に大きな影響を與えた。耗羨提解により從來州縣官が民衆から徵收しつ放しであった耗羨が地方財政の擔當者である布政使の管理下に置かれたこと、しかもそれが公用——とくに文官に支給される養廉銀にあてられたことで劃期的な改革であった。従つてこのような改革に反對する意向もかなりあった。浙江省では、雍正六年、從來省の藩庫に解つていた兵餉を府庫に改歸して、逐月兌支することと、藩庫に解する火耗は扣解することを提案したが、雍正帝は、へ見る所、臬部大體の至を識らずとして斥け、從來通り藩庫に提解させている。

臣再四思維するに、一省の公務は當に一省の財賦を合して之を計るべし。一歳の營辦は當に一歳の經費を合して之を計るべし。此れ其道、當に耗羨を經理するより始むべし。(諭旨五函 雍正五年十一月初一日 蘇州布政使張坦麟)

とあるように、耗羨が營辦の經費に充てられているが、軍器、營房の修補など各種の軍營の整備費に火耗が流用されていたのである。^④

ところで耗羨と言へば、地丁錢糧に限らず鹽課に於いてもみられた。

査するに雍正五年、鹽茶正項、額に照して已に司庫に交す。現今査出せる耗羨銀兩、督撫及び該司に賞給するの養廉數を奏明するを

除くの外、餘は已に藩庫に解交して、克して軍需等の公用と爲す者二萬餘兩あり。前に較べて固より已に増加す。(諭旨十一函 雍正六年八月二十六日 四川巡撫憲德)

とあるように、四川では鹽茶耗羨が軍需項下に歸入されている。また兩廣でも、

再び鹽差衙門、向きに陋規、正項に歸入するに因り、毎年正項内に於て二萬兩を動支し、以て一切養廉等の項の用と作す。臣經管以來、並びに未だ動支せず。俱に歸して餉に充つ。(諭旨二函 雍正元年三月初三日 兩廣總督楊琳)

とあるように、鹽規を兵餉にあてているが、その理由として私鹽取締を武官及び兵丁に委任した代償として支給されたようである。すなわち兵丁が汎を離れ緝査する場合、飯銀・盤費等の臨時支出が莫大であつたからである。^⑤

次に關稅についてみると、

① 贛關では雍正三年に正額四萬六千四百七十一兩を兵餉に留充し、餘銀三萬二千三百十三兩は總て戸部に起解して內庫に轉交した。^⑥

② 楊關では雍正五年、土產入城の物に對する抽稅銀三百餘兩を布政司庫に解して充餉した。^⑦

③ 五關では雍正五年、餘羨銀二千三百兩を歸公して兵丁の盔甲・帳房・鑼鍋を製辦する項にした。^⑧

④ 太平關では雍正十年、正稅を粵に留めて充餉し、贏餘は員に委して部に解つた。^⑨

⑤ 閩海關では、正稅銀六萬六千五百四十九兩零を司に發して充餉した。^⑩

⑥ 浙江關では稅銀は設立以來、俱に留めて本地の兵餉に充て、部に解つていない。^⑪

⑦ 廣東省瓊州府では、各營の歲ごとの兵餉銀八萬三千二百兩有奇の内、瓊山等十三州縣の田賦銀七萬二千二百餘兩を撥して充てる他、敷らない銀は、海關稅銀(粵海關)より動支した。^⑫

この斷片的な資料に基づいて考察してみると、概して雍正時代は、諸關とも正稅は布政司庫に納め(浙江關を除く)、羨餘銀は北京に送る慣行が成立しており、藩庫に收納された正稅の使途は、主として兵餉充足のための財源であつたことが指摘

できる。次に關稅は兵餉に充てべき地丁銀が足りない場合に用いたことからわかるように、兵餉の主要な財源は、やはり地丁銀であったのである。また羨餘銀が公費に充てられる場合③は、軍需製辦費であったことは、他の耗羨の使途と共通している。これは雍正時代には歸公した耗羨は、養廉銀・公費の使途以外を認めていなかったからであろう。

また①は北京に起解される餘銀が、戸部を経て内庫に轉交される例であるが、これに對して雍正帝が「内庫に交すと雖も朕も亦私費なき處なり」と言っているのは關稅の性格を考える上で重要な資料である。というのは關稅收入は、内務府旗人の重要な財源となっており、各關の職官（監督）も旗人の私人である包衣（内務府司員）を任官する慣例となっていた。ところが關稅行政に於ても皇帝權力の強化を圖らんとしていた雍正帝は、このような傾向を快しとせず、所謂「兼管制」と「歸公化」を推進しようとしていたのである。

（雍正元年）又諭す。嗣後稅務は地方官に交與して監收せば、錢糧に於て、地方均しく裨益あらん。（會典事例、卷二百三十六、戸部、關稅、直省關差）

とあるように、各省財務の最高責任者である巡撫の責任で、地方官に兼管させたのである。

例えば江海關では、康熙二十四年の海禁を弛めた後、海船稅鈔を内務府司員が監收していたが、雍正三年に巡撫張楷の上奏で蘇松太道に監收させ以後定例となっている。尤も粵海關のように監督制を存続させ、容易に地方官に權限を委任しないところもあったが、概して雍正期には内務府の權限を縮小させる方向にあったといえるのである。その粵海關においても、雍正三年に陋規の歸公が實施されており、所轄官人の私的收入を容認しない意圖が窺われるのである。

以上兵餉の財源となった地丁銀・鹽規・關稅の徵收方法を通して雍正期の財政政策の一端を考察してみた。この雍正帝の徵稅における所謂「私徵入己」を禁止して耗羨・陋規の「歸公」を推進する政策は、その支出の面に於いて空糧の多食を禁止した政策と表裏一體であったともいえる。すなわち名糧の定額化が實現する一方、耗羨も亦その徵收の基準が確定され、前者は主として武官の俸給に、後者は文官の養廉銀に充てられた。かくして、

世宗の治たるや號して綜覈をなす。康熙休養の後、舊より名糧有り。卒に之が定額となるは何ぞ哉。耗羨歸公は、州縣の養廉にして、既に名糧定額を増さざるを得ず。陽に將并養廉の名を用い、而して陰に冗兵の實を裁汰せん。此れ又聖人の妙用也。（熙朝紀政 卷三、紀列朝各省兵數）

とあるように、名糧の定額化を實現することは同時に、冗兵の費を削減することでもあった。

最後に雍正以降における綠營軍の財政問題につきまとめておこう。雍正帝による一連の財政政策を繼承した乾隆帝は、公費名糧に關して、雍正期に定められた公費額が虚名を開造し、名實が符せない状況になつてきたので、各省の情形に應じて酌量増加することを容認した。また乾隆四十六年には、武官にも文官と同じく養廉銀を支給することを定めた。武官に養廉銀を支給する目的の一つは、隨時支給する親丁名糧には空糧多收の弊害が絶えなかつたからである。そしてそれと共に綠營軍の増兵（六萬餘名、新增の餉二百餘兩）を行ない、軍事力の強化を圖らんとした。また公費とは別に紙張費（衙門の紙代）、紅白銀兩（紅白事例銀とも言い、綠營及び八旗兵丁の嫁娶、壽誕・死喪・祀祭等吉凶の事ある時、官より給與するもので、公廉費より支出する）が別途に支給された。この紅白銀兩は、雍正期に始まつた生息銀兩が停止された替りに支給されたものであり、ここに正俸（餉乾の款）・別俸（養廉銀）・公費（營局餉需＝紙帳費他）・賞卹（紅白事例銀）という兵餉項目が設定された。このような財政支出の増大に伴う財源として、この頃より關稅の羨餘銀が兵餉に當てられるようになった。羨餘銀が始めて用いられたのは、乾隆五十六年であり、福建・廣東方面の兵餉の不足を補うため閩海關・粵海關のそれを使用したのである。ところが嘉慶期に入ると、乾隆期の綠營兵の増額と財政擴大を批判して、その削減を要請する上奏が續出し、嘉慶帝もこれを受けて、十九年に各省に裁減を酌加させ、二十年に實施している。ところが實際は嘉慶十九年以後裁汰されたのは、僅か一萬六千餘名であり、一旦増額した冗兵は、各省綠營武官の治安維持を名目とした削減反對もあり、容易に減じ得なかつた。

夫の國課を耗し、乃ち節省昔に倍して司農の不足も亦昔に倍するは何ぞや。曰く武職の名糧一なり、河費二なり、宗祿三なり、民欠

四なり。(魏源、聖武記、軍儲篇)

とあり、道光期の經世家魏源は名糧こそ國費消耗の最大のものであるという。ここでいう名糧とは、雍正期に定額化が實施され、乾隆四十六年、養廉銀支給に變更された別俸を指しているのであり、これが兵餉の内、大部分を占めていたのである。道光二六・七年の戸部の奏に各省次年に撥する兵餉が一六八二萬一〇六一兩にも達しており、雍正五年の俸餉總額一三九〇萬九八〇二兩(雍正會典卷五十五、兵餉の項に記す)に比べて大幅に増加している。このように嘉道期になると名糧は財政を壓迫する最大の要素となってくるが、その節減が容易になされなかったのは、やはり武官の〈侵冒剋扣〉が一向になくならなかった清朝軍隊の腐敗した體質に根本的な要因がある。そしてこれは同時に「中飽」と「陋規」を事とする官界の性格と軌を一にしていたのである。武官は〈侵冒剋扣〉により、俸餉の不足額を補填し、上昇する物價に對處できたが、一方兵丁はそのため規定の月糧は支給されず、塔放による錢の支給も錢價の下落のため實質的賃下げとなり、その生計を一層壓迫した。そしてこのことが營伍の廢弛を招き、兵變を惹起させる原因ともなった。かくして雍正期に實施をみた薄餉の武職に名糧を支給し、その生計の安定化を圖り、武備に専念させようとした給與改善政策も、永續化せず破綻を來すのである。

おわりに

この小論が意圖したのは、雍正期を中心とした軍制の整備の實情を明らかにすることにより、清朝政權の權力構造の一面を探ろうとすることにあつた。周知のように雍正期は、軍機處の成立、奏摺政治、養廉銀、地丁銀制等々と種々の行政、財政の新政が實施され、清朝國家權力機構が整備された時期であるが、軍制面でも清初以來の課題であつた營制の整備・名糧の制度化などを實現した。しかるにこのような行政、財政政策にもかかわらず清朝は、乾隆末期以降衰亡に向うのであるが、その要因を分析するのが今後の課題である。綠營軍制が崩壞に向う要因として、督撫權力の増大と兵丁集團

の弱體化という軍制機構内の問題、一つは名糧の増加と冗費の増大という軍財政の問題があることを指摘しておこう。勿論綠營軍制の崩壊を促進したのは、このような軍制内部の問題よりも、清中期以降顯著になり始めた郷紳權力和ゆ着した集權的官僚體制を根底からゆさぶる一連の抗租・抗糧鬭爭、更には秘密結社による反清運動の激化であつたことは言う迄もない。従つてこのような狀況がかもし出されてくる社會・經濟的狀況を克明に分析することが、今後の軍制史研究の前提となろう。ところで綠營軍がこの一連の反亂鎮壓に對處できなくなつた時に、郷紳は鄉村自衛のための團練・鄉勇を創設するのであるが、督撫權力はこの地方自衛組織を自らの管轄下に置こうとし、ここに督撫權力と私的に結びついた地方軍團——湘・淮勇が成立するのである。このような地方における督撫權力の軍閥化こそ清末の軍制の大きな動向であり、これこそ雍正帝が尤も阻止せんとした治政方針であつたのである。

註

* 本文及び注における『諭旨』は『雍正硃批諭旨』、『世宗實錄』は『大清世宗憲皇帝實錄』、『會典事例』は『光緒大清會典事例』の略稱である。

① 中國軍制史研究の基本的視點を提示された論文として、菊地英夫「中國軍制史研究の基本的視點」(『歴史評論』一九七一、六)が注目される。氏は今までの研究方向が兵農一致か兵農分離か、徵兵か募兵か、中央集權か地方分權かにあり、王朝成立から王朝倒壊に至る過程の反覆のみを追求していると批判され、軍隊の發展類型に關する試論を提示されている。特に封建權力の軍隊(氏は明示されていないが、清朝軍制もこれに含まれると思う)について、そのデスポティズムを支える封建的傭兵制が展開するためには、養兵財源の集中、集積、財政手段の發展を前提とすること、軍隊統轄機構における制度的遺産の繼承

蓄積によつて軍政・軍令權と實際の軍隊指揮權とを分割統制する軍隊の内部統制機構がある程度の完成に達していることが、傭兵軍を中央集權的統制の下におく條件であると指摘されている。

ところで筆者は氏の問題提起に示唆されて「清朝軍制の覺書」(『東洋史研究』第三十二卷第一號)を公表した。筆者はここで八旗・綠營制に關する學說を展望しておいたが、この敘述後、また幾つかの研究が公表された。中でも樗木野宣『清代重要職官の研究』(風間書房 昭和50年)所收の附編「清代綠旗兵制の研究」は、氏のこれまでの研究をまとめられただけでなく、幾らかの新しい見解も加味されて、綠旗兵制研究の好著となっている。この著に對する筆者の論評は、本論の展開の中で述べることにしよう。ところで先述の學界展望に際しては、筆者

は中國における八旗・綠營制に關する研究業績を省略したが、本論を研究するに當つて、羅爾綱『綠營兵志』（商務印書館 一九四五）を通讀した。（本書は坂野正高氏所藏のマイクロフィルムを借用した。氏の御好意に厚く感謝します）本書のメリツトに關しては、既に坂野氏の紹介があり、筆者も氏の見解に全面的に賛成である。ただ一つ全體を通して言えることは、羅氏が綠營兵制を概観されているため、やや羅列的となり、その時代的推移に關する考察が、不十分である點である。しかしこれは社會經濟史・思想史等の他の研究分野が不十分であつたため致し方ないこともあり、本書の古典的價值は不動であるといえよう。次に八旗經濟に關しては、細谷良夫「八旗米局放——清朝中期の八旗經濟をめぐって」（『集刊東洋學』31、一九七四）がある。氏は「米局を通じて、商品經濟の繁榮のなかに没落する八旗俸餉經濟の諸様相を考察しようとするものである」と述べていられるが、このことは綠營俸餉經濟を考察する上でも重要なことであり、今後は八旗・綠營を通じての俸餉經濟の研究が望まれるであらう。

② 世宗實錄、卷八十三、雍正七年七月丙午の條

陸生枬の「封建論」に關しては、樗木野宣氏前述の書附編「第六章綠旗兵制の背景」で取りあげられ、兵農分離の原則を固守する清朝政權により、兵農不分の主張をした陸生枬が論駁されたこと、そして清朝政權の論駁の意圖は、この論を單なる兵制批判としてよりも、より廣汎なる政治批判の一環として受けとめていたと指摘されている。また兵農分離論は、明代中期以降の貨幣經濟の著しい進展と共に増大してくるので、時流にあつ

た方策であつたのに對して、中國兵制の傳統を尊重するあまり、現實の社會經濟的發展變化をみつめない兵農一致論者は、歴史に逆流する姿勢であつたと考えられる。氏は兩論の問題點を的確に把握をしていられるが、但、雍正期に筆禍事件にまで發展した陸生枬の「封建論」についての時代的背景の考察は、より十分な吟味を必要とするであらう。すなわちこの筆禍事件の前年に、曾靜事件がおこっており、七年九月（陸生枬事件の二ヶ月後）に雍正帝は「大義覺迷錄」の刊行を命じている。（小野川秀美「雍正帝と大義覺迷錄」『東洋史研究』第一六卷第四號昭和三十三年參照）曾靜は呂留良の「井田封建論」が王者の政であり、それが華夷の別に通ずることを學んで謀叛の心を抱いたのであるが、これを彈壓した雍正帝が、その主張において共通性のみられる「府兵封建論」に對して嚴格な處置を取つたのではないかと思われる。

③ 羅爾綱前述の書 上卷第二章「制度的源流」參照。

④ 世宗實錄、卷三、雍正元年正月辛巳の條

⑤ 雍正朝上諭檔卷二（『史料叢編』（出）雍正八年四月初八日に、

竊見各省兵制、有督標・撫標・提標・鎮標・協標各名目。

其間輕重相維、大小相制。自朝廷視之、兵丁總屬一體、無有岐視也。

とあり、清代兵制では、大小相制しつつ共に中央（朝廷）の管轄下にあると言う。これに關しては、羅爾綱前述の書、中卷第七章「綠營的統馭」に詳述している。

⑥ 諭旨十函 雍正六年六月二十一日 河東總督田文鏡

⑦ 皇朝通典、卷二十二 選舉五

⑧ 世宗實錄、卷十七、雍正二年三月癸未の條に、

諭吏部兵部。三年一次舉行大計軍政、此内有應革職者、若俊部議具題奉旨之後、方行解任、其地方遠者、爲日甚久、劣員預知被革、恐其恣肆妄爲。嗣後舉行大計軍政之時、有應革職者、卽令解任。若具題之後、或有免其革職者、仍可再行補授。

とあり、軍政實施後革職者は卽刻解任するよう命令している。

⑨ 諭旨七函 雍正九年四月初九日 湖廣提督岳超龍

⑩ 諭旨七函 雍正九年四月初九日 湖廣提督岳超龍

伏查武職五年一次考選、軍政關係激揚大典、其賢能卓異、八法不職者、照例舉爲糾參、固足昭示勸懲。至不入舉劾之員、其中優劣亦異。若不稍爲甄別、無以策其共舊。臣請嗣後舉行軍政、各省督撫提鎮、冊送應留副參遊都守備等官、請照文職大計之例。

⑪ 雍正會典、卷一三七 營伍、兵部二十七。

⑫ 羅爾綱前述の書、下卷綠營兵政 第十章參照。

⑬ 世宗實錄、卷四十二 雍正四年三月甲寅の條に、

諭。九卿漢人爲外官者、俱迴避本省。朕思漢軍之在直隸、亦當如漢人之迴避本省也。直隸去京城甚近。漢軍中親戚友朋、散處直隸州縣、且伊等莊田地土、亦多分隸其地、保無請託牽制、徇私報怨之弊乎。嗣後應照漢人迴避本省之例、停其在直隸居官、令於別省各缺銓用。

⑭ 諭旨十函 雍正六年六月二十一日 河東總督田文鏡

世宗實錄、卷五十三、雍正五年二月庚申の條

諭。直省督撫提鎮等、向例千把總、俱由督撫提鎮拔補。往

往以其家人長隨、及私自效力、請託實緣之人補用、徇情面而無公道、以致老弱不堪之人、得授千把總者甚多。其所管汛地道路之遠近、俱茫然不知。而兵丁內年力精壯、技勇可觀者、轉不能得一官職、甚爲可憫。

⑮ 嘉慶大清會典事例 卷四百四十五 兵部職制 拔補千把總康熙二十九年の覆准。

⑯ 諭旨七函 雍正五年三月二十七日 貴州提督楊天縱

⑰ 世宗實錄、卷六十七、雍正六年三月戊寅の條

⑱ 羅爾綱前述の書、中卷綠營兵制 第六章參照。

⑲ 聞鈞天『中國保甲制度』「兵制與保甲職務上之關係」三〇頁、「保甲事務與行政之統轄」二六一頁參照。

⑳ 註⑭に同じ。

㉑ 佐伯富「明清時代の民壯について」『東洋史研究』第十五卷第四號 『中國史研究』第一、所收」に民壯は本來は民兵であつたが、後に衙役化したと指摘されている。

㉒ 皇朝文獻通考、卷二十一、職役考三

清朝は入關後、八旗・綠營軍の整備を行なう一方、鄉村治安體制を確立するため、總甲制・保甲制という一連の治安立法を整備した。攝政王睿親王のとき、各府州縣衛所屬の鄉村は十家毎に一甲長を置き、百家毎に一總甲を置くという總甲制を制定し（職役考一）續いて康熙四十七年には、安民・弭盜・摘發・守禦を定めた保甲條令を法文化した。（職役考二）續いて雍正四年の勸懲の法によつて保甲法は一層整備されるのである。保甲法においては保甲長に選任される者は各鄉村における郷紳階級であり、彼等が官僚と人民の間の媒介體となつていた。雍正年

間に地丁銀制が確立したことにより、郷紳層は國家權力から鄉村の徵稅權を委讓されるが、同時に公共福祉的な事業（樂善公施とか急公好義とか言う語に見えている）や治安面に於いても郷紳の權限に於いて鄉村運営がなされていた。ここに雍正帝は、「朕此が爲に各富戸等を勸導すらく、平時當に貧民を體恤するを以て念と爲さしむべし。凡そ郷里佃戸中の窮乏する者、或いは年數歉收に遇い、或は青黃不接に値りて、皆宜しく平情通融し、切に其困苦を生視して、而して之が援手を爲さざらしむること勿かれ」（世宗實錄、卷七九、雍正七年三月戊申の條）とあるように、鄉村の範となるべき郷紳を積極的に保護することを明らかにすると共に、生活に困窮した貧民が歉荒（きぎん）などの際に搶奪を行なうのを防止する爲に、郷紳は不斷から貧民救済の準備をしておくことを説いている。かくして國家權力が郷紳層に積極的に獎勵したのが社倉であつた。

「社倉を設立するは、實に美政に係る……盜源を清靖し、窩賭・窩逃を稽察するの法に至りては、保甲を力行するより善きはなし」（諭旨一函 雍正元年九月初四日 湖廣總督楊宗仁）とあり、雍正帝は保甲・社倉の實施を力説し「一法を舉行するは、必ず示すに勸懲を以てせば、方めて有效を期す耳」とのべている。しかるに雍正五年、浙江巡撫李衛は、浙省の保甲・社倉の情形について説明しているが、その中で紹興一府では、保甲は存するが、牌毎に必ず一二狡黠好事の徒が、保甲の名色を巧借して惡事を働いているし、社倉一項に關しても、現今、各層が捐輸する者を報じているが、寥々として幾くもない狀態である點を指摘し、保甲・社倉・民壯に關しては觀風整俗使に丹

念に調査指導させるべきだと言っている。（諭旨十三函 雍正五年閏三月初一日 浙江巡撫李衛）

これをみてわかるように、保甲・社倉は雍正帝が期待したほど運営されていなかった。それはともかく民生の安定を主旨とする社倉こそある面では國家權力の公共的側面を示すものであり、雍正帝は治安機構の整備のみでは、權力機構の維持は困難であると認識していたのである。これらの問題に關しては、いずれ稿を改めて詳述する豫定である。

②④ 諭旨四函 雍正元年十二月十五日 廣西提督韓良輔

朕自去歲秋間、將聖祖御製訓諭十六條、逐條註釋、敷廣六七百言、約計共有萬言、名曰聖諭廣訓、正在刊刷裝潢。今歲秋冬即通行頒發時、常以此講解訓導兵民、庶望有感發之益。

とあり聖諭廣訓により兵民を訓導することが指示されている。

また諭旨八函 雍正五年七月十三日 陝西延綏總兵官孫繼宗 臣仰遵諭旨教訓、痛除營伍積習。又每於三六九操演之餘、必諄諄教誡、朔望傳集公所、講解聖諭廣訓、使之咸知忠孝大義。臣惟敬凜聖訓、實在奉行、萬不敢專務外飾、沽名要譽、自欺欺人、有負我皇上委任隆恩也。

とあり、武官が訓練に先立つて聖諭廣訓を講解していることがみえている。

②⑤ このような例として雍正三年に發生した年羹堯斷罪事件がある。年羹堯といえば、雍正帝即位の功勞者であり、またロブザンタンジンの反亂鎮壓に功績があり、一時は雍正帝に敬賀されていたほどであるが、それが一轉して斷罪されるようになった

- 原因は何であつただろうか。各彈劾者の上奏から判断すると
 ①地位を利用して私財を蓄積したこと ②私人を濫用し權勢の擴大を圖つたこと ③中央の統制に従わず地方分權を圖つたことなどがあげられる。ところで『清史稿』『清史列傳』『清代七百名人傳』によると、年の家人魏之燿の家産は數十萬金もあり、この家僕を司道提鎮等の官と同坐させ、後には功を敘して署副將に至らせている。また家僕桑成鼎は直隸守道にしている。年はこの家奴に鹽・茶などの專賣品を私販させ、それにより巨利を博した。また私人西安布政使胡期恆を甘肅巡撫に、按察使王景瀕を四川巡撫に拔擢し、川甘は年の輩下により固めた。年は「植黨營私」ありとして斷罪せられたが、この事件の背景を探ることは、清朝權力構造を分析する上で、極めて肝要であると思われるので、いづれ後日詳述する豫定である。
- ② 檇木野氏前述の書附編第二章「衛所制度の行方」参照。
- ③ 『清國行政法』第一編 内務行政 第四章土地制度 第三節 衛所屯田を参照。

松潘縣志 卷二田賦、屯田に「至明景泰時、羅綺撫治松茂、復行屯田之法。成化時、堯成爲松潘指揮同知、開闢屯田、以裕兵食。迨後改兵爲民屯田。田廢屯糧亦無可稽。清初平定關內外、松潘屬境、認納地丁條糧、屯田盡爲民地矣。」とあり、四川省松潘縣の屯田が明中期以降廢止され、清代になってそれが民田となり、地丁銀制が實施された經過が説明されているが、他地方もほぼこれと同様であつたと思われる。

- ④ 世宗實錄、卷十九、雍正二年閏四月甲申の條
 『光緒江西通志』卷二十八、兵衛に「國朝順治二年江西省南

昌府設提督、三年贛州府設南贛總兵……至江西都司所轄衛所土弁、順治初已經奉裁屯田籽粒、康熙九年歸并各縣徵解。衛所各軍聽督糧道倉搬運。雍正四年都司裁。所管轄事宜、分歸布政使司督糧道管理」とあり江西省に綠營制が整備されるのと併行して衛所の州縣歸併がなされた。その際衛所所轄の責任者であつた都司が裁され、徵稅事務は布政使に移行するというのが、清代地方行政の特色である。都司は明代地方兵制においては常設の重要ポストであつたが、衛所屯田の消滅と共に、その存在意義は薄れ、清代では綠營制下の單なる下級武官として殘存していたにすぎない。また『光緒青浦縣志』卷十兵防・軍餉に「明松江千戶所屯田一百六十一頃、共徵屯田子粒三千四百六十石、以充衛軍月糧。如有不敷、於華亭・上海・青浦三縣民糧支補。國朝提標兵餉、歲以銀米分支、每季之先、中營參將、遣官實支、赴布政司庫領銀、回儲松江府庫、及期則至府庫領銀、交合各營守備、按名給發……」とあり、明代では千戶所所屬の屯田の收入を衛軍の月糧にあてていたものが、清代に入つて衛所の撤廢と共に、綠營軍の兵餉は布政使司から府（州縣）をへて支給されるようになった。

- ⑤ 諭旨一函 雍正三年三月十五日 山西巡撫伊都立
 ⑥ 同右十二函 雍正十一年三月二十五日 山西大同總兵官・直隸宣化總兵官李如柏
 ⑦ 同右一函 雍正八年正月初十日 江南河道總督孔毓珣
 ⑧ 皇朝文獻通考、卷十、田賦考、屯田 雍正二年。
 ⑨ 諭旨一函 雍正三年八月初三日 梁文科（石禮哈の奏摺に付す）

③ 同右一函 雍正三年九月十二日、署理貴州巡撫印務威寧總兵官石禮哈

臣遵查黔省賦役全書所載軍民田地、科則不一。所謂軍田者緣昔設立衛所、留軍屯守、每軍撥田、令其自耕自食、自裁衛歸縣之後、仍係軍戶承頂、非比民間價買之業、可以輾轉相售也。其起科之例、亦與民田不同。民田有條編馬館等名色、軍田止徵秋糧米、不徵條編馬館銀、……是科則之重者、不獨軍糧爲然。如欲酌中定制、軍民民田一例徵收、臣揆度情形、實非易行之事。

③ 諭旨一函 雍正三年十一月十九日 署理貴州巡撫印務威寧總兵官石禮哈

③ 皇朝通典、卷四、食貨、屯田

③ 森田明「清代水手結社の性格について」『東洋史研究』第一

三卷第五號 參照。

③ 皇朝經世文篇、卷七十、養兵論、陳黃中。

④ 佐々木寛「清朝の軍隊と兵變の背景」『社會文化史學』九

號) 參照。

④ 親丁名糧の問題を考察する場合には、同時に雍正期に文官に支給された養廉銀の問題を検討しておく必要がある。養廉銀に關しては、これまでは安部健夫「耗羨提解の研究」(『清代史研究』所收)と佐伯富「清代雍正期における養廉銀の研究」(『東洋史研究』第二九卷第一號、第二・三號、第三〇卷第四號)兩氏の詳細な研究があり、それらを参考にすれば大略は理解できる。ただ兩氏の見解には多少の相違点があるのを指摘しておこう。安部氏によれば、雍正帝の政策は、初期におい

ては滿洲人的な善意と嚴しさをもって順治帝の昔に歸ろうとする意圖をもっていたこと、しかし火耗に對しては禁じようとしたのではなく、かえて公認しようとしたのだが、康熙帝的なあいまいさと快別して給與體系の抜本的な改革を行なおうとしたとある。佐伯氏は、雍正帝は養廉銀をあくまで臨時の全く一時的な制度としておこうと考え、それをいつでも廢止できるものとしていたのである。當初においては、一律に施行する制度として制定しようとするものでなかった點を強調される。ただ雍正帝の意圖の如何にかかわらず、養廉銀制が實施され、耗羨がその財源となっていたこと、そして文官の養廉銀に當る武官の親丁名糧支給が制度化せざるを得なくなった雍正期の財政状況を検討することが今後の課題であらう。

④ 世宗實錄、卷三、雍正元年正月辛巳の條

④ 同右卷十一 雍正元年九月辛卯の條

④ 同右卷三、雍正元年正月辛巳の條

④ 會典事例、卷六百十八に、

康熙四十二年、又議准。提督給隨糧八十名、總兵官隨糧六十名、副將隨糧三十名、參將隨糧二十名、遊擊隨糧十五名、都司隨糧十名、守備隨糧八名、千總隨糧五名、把總隨糧四名、均按名給豫糧餉、此外有將使家人混充兵額者、嚴參議處。

とあり親丁名糧の基準が定められた。これが愈益誤の題奏になることは、雍正二年福州將軍宜兆熊の奏摺等にみえている。

④ 世宗實錄、卷九十七、雍正八年八月癸丑の條

諭兵部……今各省添設外委千把尚未議及。念此外委人員、

所辦者千把總之事、而所食者仍止本身一分馬糧。一應公差紙筆衣馬之費、實有不敷。著將各省添設外委千把總、每員給與步糧一分、即令伊之子弟家人頂食以資養廉。

④7 熙朝紀政 卷三 紀列朝各省兵數。

④8 諭旨二函 雍正五年十二月 江西巡撫布蘭泰

禁隨丁私占馬糧以實營伍。查隨丁名糧一項、自督撫提鎮以至副參遊守、下逮千把微員、各有隨糧或數十分與數分不等。……臣現今嚴檄二協將弁、將所占馬糧盡行退出、其隨糧只許於步守二項內分占。……嗣後隨丁名糧、止許按應食名數於步守二項內分占、不得私占馬糧、著爲定例。

とあり馬糧の私占を禁止せんことを請うたが、雍正帝は「數爲るや多無し、盡く裁するを必せず。武弁の空糧は之れ文員の耗羨の猶し云々」と殊批し、必要限度の馬糧支給をといっている。

④9 八旗武官である將軍に對して支給される俸給・親丁名糧及びその他の手當の例として、諭旨十二函 雍正十年六月初六日 廣州將軍柏之蕃の條に、

臣將軍任內、原設有馬糧二十分、戰糧八十分、併所領俸薪以爲臣養贍家口、竝衙門應用之費。每月收有房租銀四十餘兩、爲差人進京盤費之用。

とあり、將軍の親丁名糧は馬戰糧共に百分で提督より二十十分多いことがわかる。

⑤0 諭旨十二函 雍正八年四月十三日 直隸宣化總兵官李如柏

ところで雍正期にはこのように兵丁の糧餉を増額しているが、これとは別に出征兵丁に對しては、從來の行糧の他、在家の父母妻子を對象として、坐糧銀米を給與した。（世宗實錄、卷七

十八、雍正七年二月丁丑の條）八年には、その支給額を守兵坐糧の例に照して、毎月銀九錢、米三斗を給し、米は折銀して賞給することを決めた。（世宗實錄、卷九十九 雍正八年十月辛亥の條）

⑤1 世宗實錄、卷九十一、雍正八年二月乙卯の條

河東總督田文鏡疏言、武弁養贍家口僕從、名糧之外、別無所資。若但給以步糧、恐不敷用。請自提督至守備、馬步各半、千總馬一步四、把總馬一步三、著爲定額、各省一體遵行、從之。

とある。

⑤2 諭旨九函 雍正六年十月二十日 雲貴總督鄂爾泰

臣查滇省提鎮諸臣、元年以前原俱豐裕、皆因多食空糧、收受規禮之故。自元年以後、漸次減少。臣到任之初、密查各鎮親丁糧、猶有加倍公費糧、猶有一百三十分不等。經臣嚴檄通飭、并懇切開導。二年以來始無此陋弊。

諭旨七函 雍正三年七月二十九日 江西南贛總兵官石雲焯

臣受任之始、細查營中積弊、有前鎮臣黃起憲、共食空糧二百三十五分。空糧之外、又勒索各營內節規禮。每節或六十兩或四十兩不等、以致營伍廢弛、積成大弊、更有甚者。

とあるように、鎮臣は空糧の外、營内の節規禮を勒索する場合があった。

⑤3 諭旨七函 雍正三年十月初四日 江西南贛總兵官石雲焯

この他軍需項目としての公費に關する上奏を二・三列擧すると諭旨八函 雍正四年六月十五日 陝西固原提督路振揚

固原提標五營、從前原有公費馬糧一百二十名、以備製買火

藥鉛彈、并毎季領餉脚價盤費及修補一應軍裝等項之用。

とあり、諭旨十二函 雍正六年二月初三日 江西南昌總兵官陳王章

所謂公費者、毎年兵馬奏銷有戶兵二部飲食之費、與夫營中備用火藥以及修理旗幟器械等用。

とあり、諭旨八函 雍正四年三月十六日 四川提督周瑛

川省各營、向來存有公費名糧、以充製造旗幟鍋帳房、並春秋二操火藥鉛彈及各鎮協營領餉脚價、暨遺差出口盤費獎賞香目花紅等項之需。

とあり、ここから軍の公費は軍器製造費・盤費が主要なものであったことがわかる。

⑤ 諭旨七函 雍正三年十月初四日 江西南贛總兵官石雲焯

今查出臣屬一十六營兵五千四百二十一名、內存有公費糧五百零二分。當即嚴飭將備、責令盡行募補、以實營伍。嗣據各營將備、向臣痛切直陳、僉稱煌煌功令、敢不遵遵。奈營務費用浩繁如、季報冊籍有費、提塘工食有費、霜降祭祀有費、甲幟軍裝製造有費。……懇於每兵一百名之內、仍留守糧五分、以充前項公用。總計各營約存守糧二百七十分、則辦公有資、而兵丁月餉亦可足給等情。

とあり、石雲焯は公費に守糧五分を留めることを上奏したのに對して、雍正帝は「名糧を存留して、以て費用に資するは、在在皆然り、乃ち公を以て公を濟くは、衆目昭彰の舉にして、空糧を隱食するに比す可きに非ず」とのべ、その存留を是認している。

⑥ 世宗實錄、卷七十九、雍正七年三月戊午の條

⑤⑥ 同右

⑤⑦ 安部健夫「清代に於ける典當業の趨勢」（『羽田博士頌壽記念東洋史論叢』所收。のち、前掲『清代史研究』に再録）参照。

⑤⑧ 皇朝文獻通考、卷一百七十九、兵考、乾隆四十六年

諭。國家設兵衛民、簡核軍實、期于營伍整濟 兵額充足。如兵丁等紅白事件、從前設有生息、惠濟銀兩、以資賞卹。後因生息名色有關國體、特敕停止。……已傳諭令其動用正項、開銷各省兵丁紅白銀兩、原係加惠行伍、格外施恩。……所有各省營伍賞卹兵丁紅白銀兩、自乾隆四十七年爲始、俱著于正項支給、造冊報部核銷。

⑤⑨ 俸餉支發に際して搭放・折色の他、扣建・截曠・朋扣の定例があった。（羅爾綱前述の書下卷俸餉第十三章第四項「支發俸餉的定例」にも指摘）扣建とは小建月に官兵俸餉の月糧及び馬匹豆草の一日分を扣除して、閏月經費の用に抵補することを言い、截曠とは空缺の官兵の馬匹俸餉草料をもって截止して倉庫に貯存して年終に總督が奏報して兵餉に充ててることを言い、朋扣とは綠營買馬の經費を官兵俸餉銀内に於て毎月扣存して營中に存貯しておくことを言い、その意圖は俸餉支發に際しての冗費を節減すると共に、それを必要經費にあてるというものであったが、この制度を惡用する姦吏のため、これらが「恤兵」にならない場合が多かった。

例えば朋扣に際して、直隸布政司衙門の姦吏が、毎匹陋規を二兩から二兩五錢も扣存しており、他省もほぼこれと同じであったという。（世宗實錄卷八十八、雍正七年十一月己亥の條）

⑥② 會典事例、卷二百五十五、俸餉、各省兵餉、雍正元年諭。

⑥① 『清國行政法』第三卷・第一編・第六章・第一節・第二款・

第三項に、塔放による銀錢通貨の流通調節について「錢ノ不足ヲ告ケ價格昂貴スルニ當リテハ其供給ヲ増加スルト共ニ銀ノ流通量ヲ減少シ、銀ノ不足ヲ告ケ價格昂貴スルニ當リテハ、其流通量ヲ増加スルト共ニ錢ノ供給ヲ減少シ以テ錢價ヲ牽制シテ其平衡ヲ圖ル」と的確に説明されている。

⑥③ 安部健夫註⑥②、前述の書參照。

⑥④ 諭旨十七函 雍正七年四月二十一日 湖廣總督遇柱

各營兵丁、雖有月支糧米、然人口衆多之家、必須買湊以資日用。每當青黃不接米價騰貴之時、民間尙有常平社倉、可以借糴。惟兵丁購諸市舖、其價獨昂。

とあり、兵丁が米を市舖から購入すると、高價であるので民間にならって倉穀に積貯する案を提出している。

⑥⑤ 會典事例、卷二百五十五、俸餉（各省兵餉一）乾隆元年に、

湖南省永順地方、額兵八百名、兵米均係一兩折色。仍不敷買食、分先動公項銀二千兩、赴產米地方購買、豫備一年之需、運至永順散給、自乾隆三年爲始。全以本色散給、將該年米折銀、扣存司庫、逐年買米支發、俟耕種日廣、題給米色。其原借公項銀、將贍米折銀、酌定年限、陸續歸還。

とあり、永順地方では兵米は一兩折色であるが、先に公項銀を動支して産米地方で購買して一年間の分を豫備に保存しておき兵丁に支給するということで、兵丁が高價な米を米商から購買しなくてもよいようにしている。

會典事例、卷二百五十五、俸餉（各省兵餉一）乾隆七年に、

七年諭。甘肅地方、遠在邊陲、土瘠民貧、非內地可比。向來散給兵丁口糧、皆係四本八折。而倉貯不敷之處、又於四本之中、多給折色。是兵丁之得本色愈少矣。每當米價昂貴之時、所領折色、不敷糴米之用。度日未免艱難。著將舊例、每糧一石、折銀一兩者、增銀二錢、定爲一兩二錢之數。……

とあり、甘肅では乾隆七年、兵丁に對する本色支給は少くなり、そのため米價騰貴のため兵丁の生活が苦しくなっているから折銀額を一兩から一兩二錢にしている。

⑥⑥ 『光緒雲南通志』卷五十七、食貨志二ノ一、田賦一

佐々木正哉「阿片戰爭以前の通貨問題」（『東方學』八輯

）によれば、氏は銀・錢比價變動を米價との關連で検討されている。それによると雍正から乾隆中頃までは錢價は概して過昂を保っており、銀一兩は錢七・八百文で安定していたといわれ、その時の米價は一斗が約百餘文、銀に換算した米價は〇、一四二兩であったとされる。そして錢價過昂の原因として、第一に制錢の質が良く、従つてその銅地金價格が高かったこと、第二に制錢が未だ普及せず、制錢の流通量が少なかったこと、第三に最も重要なこととして、制錢が當時唯一の鑄造貨幣であったことをあげている。そしてこの制錢の供給量不足を利用して、雍正年間には「嚴販運及國積制錢之禁」を制定し制錢を買占めて販運出京する者を取締っている云々である。

⑥⑦ 世宗實錄、卷一二七、雍正十一年正月壬寅の條。

⑥⑧ 羅爾綱前述の書、下卷第十二章俸餉、第四節第一項撥協の項

参照。

③ 諭旨二函 雍正四年五月初四日 福建巡撫毛文鏡

④ 同右十六函 雍正七年四月初二日 福建布政使趙國麟

⑤ 同右七函 四川巡撫蔡珩

⑥ 同右十四函 雍正四年十二月十二日 浙閩總督高其倬

⑦ 同右十一函 雍正六年 浙江提督陳天培

⑧ 同右十函 雍正八年四月二十七日 河東總督田文鏡

今孫國璽（山東布政使）請將平餘豁除、照依豫省州縣起解錢糧、按庫平、各令自行滴珠藩庫、支放兵餉、即以原封給發、庶州縣徵收錢糧、俱保令其恪遵一六徵耗、是否允協、臣謹據實奏明。

とあり、平餘銀が兵餉にあてられている。宮崎市定博士は「清代の胥吏と幕友」（『東洋史研究』第一六卷第四號）の中で、田文鏡は平餘を禁止する意向があったことを指摘せられているが、このような火耗・平餘が次々に兵餉にあてられんとしたのが、雍正以後の財政傾向であった。

⑨ 會典事例、卷二百三十、戶部、鹽法、考成に、

乾隆四十七年諭。武職員弁、業經加恩改給養廉。其巡緝私鹽、乃分別應爲、向得鹽規、自應停給。至外委兵丁等、所得月餉無多。離汛緝查、飯銀盤費等項、不無所需。自應照舊准其分別支給、以示體恤。

とあり、武職に養廉銀が支給される以前には、私鹽を巡緝する武官に鹽規が支給されていた。又、同書雍正六年の覆准では、鹽課協餉を任務とする官員の疏虞に對しては罰則を定めており、養廉・兵餉項目としての鹽課・鹽規の財源確保に努めてい

る。

⑩ 江西巡撫裴律度奏報贛關稅務摺。『清雍正關稅資料』（文獻叢編上）所收（以下、註⑩まで同じ）また十朝聖訓、高宗、卷二百七十三、恤兵、乾隆九年十二月癸亥の條に、

今聞江西南贛鎮標之十一營、舊例自春夏以至秋冬八箇月、兵餉俱就近於贛關稅銀內支給。

とあり兵餉の大部分は關稅があてられていた。

⑪ 蘇州巡撫陳時夏請滕家壩土稅改歸揚關正課摺。

⑫ 正定總兵官楊鯤奏所轄五關盈餘請充正額摺。

⑬ 署理廣東巡撫廣東布政使楊永斌奏解關稅銀兩摺。

⑭ 福建巡撫今調雲南巡撫常賚奏用閩海關稅耗羨銀兩摺。

⑮ 諭旨十三函 雍正七年正月二十二日 浙江總督管巡撫事李衛

⑯ 會典事例、二百五十五卷、俸餉（各省兵餉一）

⑰ 寺田隆信「清朝の海關行政について」（『史料』第四九卷第二號）で、寺田氏は雍正時代藩庫に收納された正稅の使途として充餉（軍隊の糧食購買が重要な項目であったこと、乾隆五十六年以降は、正稅のみならず羨餘銀までがそのために支出されるようになったことに注目され、このことが清朝の常關——特に海關の性格あるいは、より積極的に清朝の國家的性格を考える場合の有力な手がかりとなるはずであるとのべている。

⑱ 諭旨二函 雍正三年十二月十八日 江西巡撫裴律度。

⑲ 佐々木正哉「粵海關の陋規」（『東洋學報』三四卷、香坂昌記「清代における關稅贏餘銀兩制定について」（『集刊東洋學』第十四號）参照。

⑨⑩ 諭旨四函 雍正三年四月三十日 江蘇巡撫張楷。更に、同治上海縣志卷二、海關、稅額、支款に、

乾隆元年、例在盈餘內撥補江省養廉公費、不敷銀二萬五千八百兩、在盈餘內支補紅費不敷銀六千四百兩。其正額銀兩、除扣報部役食外、節次批解江藩司庫、撥充兵餉。とあり、盈餘銀は養廉公費、正額は兵餉にあてられていた。

⑪ 皇朝文獻通考、卷四二、國用考四、俸餉

〔乾隆〕四十八年、諭。向來各省提鎮以下至將弁等、俱有分扣兵丁名糧、作爲得項者、此固舊例如此。且武職衙門、非如文員之定有養廉。是以即將此項爲公用養贍之費。……又有於定數之外、私自剋扣增添者。若每員任內、私扣一名、後任積漸加增、侵扣無所底止、督撫姑息、不加查察、久之卽爲虛額。空糧之弊、尤不可不徹底清查。著通諭各督撫、將各省提鎮以下武職現在分扣名糧實數、及有無私添之弊、查明確實具奏。……是年議給武職養廉。先是武官例以親丁名糧爲養廉。至是始照文員之例議給。其所扣兵餉、並令挑補實額。

⑫ 皇朝文獻通考、卷一百七十九、兵考、乾隆四十六年

寺田隆信前述の書。

⑬ 熙朝紀政、卷三、紀列朝各省兵數。

⑭ 右に同じ。

⑮ 鈴木中正「清末の財政と官僚の性格」第六章結論「官僚の性格」(『近代中國研究』第二輯) 參照。

⑯ 清末以降形成されてくる團練—鄉勇—地方軍團(湘・淮勇)の成立過程を、秘密結社の堂—股—軍團社會(太平天国)のそ

れと對比させつつ研究した論文に Philip A. Kuhn, *Rebellion and Its Enemies in Late Imperial China: Militarization and Social Structure 1796-1864* があり、清末軍事構造解明に一つの示唆を與えている。(『東洋史研究』第二十九卷第四號拙評參照) また湘・淮勇に始まる中國近代軍閥の形成過程の研究には、波多野善大『中國近代軍閥の研究』(河出書房新社 一九七三)があり、これに關しては大野三徳氏が『名古屋大學東洋史研究報告2』(一九七三、九)に批評・紹介されている。また葉龍彦「湘軍餉源及其運用」(嘉新水泥公司文化基金會 研究論文二二三種)は、湘軍の餉章制度は綠營の流弊—軍營冒濫と將領の剋扣—を一掃したが、反面朝廷が督撫層に就地籌餉の權を與えたので、彼等が兵柄を壇にして地方權力を樹立する端著になったと指摘している。このように現時に於ては近代軍閥研究の視角は、各個分散しているが、今後はこれらの研究成果を取り入れつつ體系的な軍閥史研究を検討する必要がある。

* この小論は、昭和五十年度文部省科學研究費補助金による清代軍制史研究成果の一部である。この小論研究に際して、佐伯富博士から種々貴重な御教示を賜ったことに對して厚く謝意を表する次第である。

**The Green Standard Army (*lu-ying jun* 綠營軍) in the
Yong-zheng 雍正 Period—Problems of Garrison
Organization and Finances**

Toshio Ōtani

The Qing 清 dynasty, when it embarked on the conquest of China, relied for its existence upon the armies of the Eight Banners 八旗 and used these elite formations to maintain its military system; the old Ming armies were reconstituted into the army of the Green Standard and deployed throughout the empire to supplement the banner armies. The Ming army had been, in theory, modelled on the T'ang *fu-bing* 府兵 militia: it was composed of soldiers from hereditary military households (*jun-hu* 軍戶) stationed in "guards and battalions" (*wei-so* 衛所) numbering as much as 300 throughout the country. With the establishment of the Qing regime, the guards and battalions which had been the core of the Ming military were, except for purposes of frontier defense and grain transport, amalgamated with prefectural and county administrations, and the newly constituted Green Standard army was transformed into a force of enlisted soldiers who needed to be fed and paid. There were a number of problems in the transformation of the guard-and-battalion system into the Green Standard system: broadly speaking, these included (1) the problem of the military structure as a whole which was generated by reforms of the garrison system, (2) problems of liquidating the military colonies (*jun-tian* 軍田) and the status category of military households which had been integral to the Ming army, and (3) the problems of financing the Green Standard army. With the establishment of the Qing regime there was slow progress towards solutions to these problems, but it was during the Yong-zheng reign that reforms were speedily put into effect and the Qing military system molded into its definitive form.

This article seeks to clarify the reforms of the Green Standard army principally during the Yong-zheng period, and also to examine some social and economic factors which militated against the secure establishment of this military system.